

# 3 編 単 価

## 1 章 一般共通事項

### 1. 1 一般事項

#### a. 適用範囲

- (1) 本編は、適正な工事費を算出するために必要な標準の単価表等を記載したものであり、土木工事及びこれらに類する工事の積算に適用する。
- (2) 本編に記載した標準の単価表等の適用範囲や使用材料、使用機械等が異なる場合、現場施工条件により標準の単価表等の適用ができないと判断される場合及び本編に記載されていない工種、工法を採用する場合など、本編により難しい場合は、別途算出することができる。別途算出に当たっては、信頼できる資料や、その工事に習熟する専門業者の見積書等を参考として積算することができる。

#### b. 予定価格算出内訳明細書

- (1) 予定価格算出内訳明細書は、本編 1. 5 予定価格算出内訳明細書標準書式 により、種目、科目、中科目、細目に分類して表示する。
- (2) 予定価格算出内訳明細書は、本積算要領「1 編総則」に示す「工事費」を構成する費用について、直接工事費、共通仮設費、諸経費、消費税等相当額に区分して集計する。
  - イ) 直接工事費は、本積算要領「1 編総則」に示す「直接工事費」の規定に従い算出する。
  - ロ) 共通仮設費は、本積算要領「4 編共通費 2 章共通仮設費」の規定に従い必要な費用を算出する。
  - ハ) 諸経費は、本積算要領「4 編共通費 3 章諸経費」の規定に従い必要な費用を算出する。
  - ニ) 消費税等相当額は、本積算要領「1 編総則」に示す「消費税等相当額」に示す内容について、本積算要領「5 編消費税等相当額」の規定に従い必要な費用を算出する。

#### c. 細目の単価

細目の単価は、細目（工種）別に、本積算要領 3 編単価 2 章から 13 章に定める 1 施工単位当たりの細目単価表書式に基づき算出する材料費、労務費、機械器具損料その他の複合単価であり、積上げ単価及び市場単価又は複合単価等によるものとする。なお、細目の単価には下請経費は計上しない。

#### d. 消費税及び地方消費税相当分の取扱い

- (1) 単価には消費税及び地方消費税相当分を含めない。
- (2) 採用しようとする単価が消費税及び地方消費税相当分を含んでいる場合には、次により、消費税及び地方消費税相当分を除いた単価を算出する。
  - イ) 消費税及び地方消費税相当分が別計上されている場合は、当該消費税及び地方消費税相当分を除く。
  - ロ) 消費税及び地方消費税相当分を別計上せず一括計上して消費税及び地方消費税相当分込みで見積もられている場合は、当該金額から消費税及び地方消費税相当分を減ずる。

## 1. 2 単価算出共通事項

### a. 単価設定時期

- (1) 単価は、原則として発注に際して最新のものとする。
- (2) 主要材料以外の単価で工事費に大きな影響を及ぼさないものや価格変動の少ないものは、通常、年2回程度設定する複合単価等によることができる。
- (3) 工事費に大きく影響する主要材料については、その影響を考慮して最新のものとする。  
なお、主要材料とは、次のものをいう。
  - イ) コンクリート杭，鋼管杭などの既製杭材料
  - ロ) 鉄筋，鉄骨等の鋼材料
  - ハ) レディーミクストコンクリート
  - ニ) その他工事費に大きく影響すると思われる材料
- (4) 「年2回程度設定する複合単価等」とは、次のものをいう。
  - イ) 各部局で複合単価等算出表により作成する複合単価

### b. 材料価格

- (1) 材料価格は、原則として現場着価格とする。「現場着価格」とは、現場の材料置場又は車上渡し of 価格とする。
- (2) 材料単価は、原則として2種以上の物価資料の市場価格（市中価格）を比較検討し、その最低値とする。
- (3) 「物価資料」とは、一般に次表のものをいい、主要材料を除く単価は、原則として①及び②の物価資料に掲載された当該地域における大口単価を採用する。主要材料単価の採用は、小規模な工事を除き原則として、発注に際して最新の①及び②の物価資料に掲載された単価とする。  
また、市場単価（本編1.3市場単価参照）は、③及び④の物価資料（土木工事編）に掲載された当該地域における単価を採用する。

物 価 資 料 一 覧			
①	建設物価	(財)建設物価調査会	月刊
②	積算資料	(財)経済調査会	月刊
③	土木コスト情報	(財)建設物価調査会	季刊
④	土木施工単価	(財)経済調査会	季刊

- (4) 「2種以上の物価資料の市場価格（市中価格）を比較検討」とは、次による。ただし、1種の物価資料しか掲載されていない場合及び工事費に影響の少ない材料は、1種の物価資料により決定することができる。
  - イ) 物価資料の掲載価格に大口，小口等の区別があるときは、大口の価格による。
  - ロ) 物価資料の掲載価格に流通経路による区別があるときは、経由する代理店等が最も少なくなる経路の価格による。

ハ) 物価資料の掲載値の比較方法は、次表による。

表 物価資料の比較

物価資料A	物価資料B	採用値
都市	都市	低値
〃	地区	都市
〃	全国	〃
〃	掲載なし	〃
地区	地区	低値
〃	全国	地区
〃	掲載なし	〃
全国	全国	低値
〃	掲載なし	全国

- 注) 1. 都市とは、原則として、建設地に最も近い都市の価格とする。  
2. 地区とは、各物価資料において当該都道府県が分類されている地区若しくはブロックの価格とする。  
3. 全国とは、都市、地区に区分されていない価格とする。

(5) 物価資料に掲載されていない場合は、見積書等を審査して材料価格を決定する。「見積書等」により決定する場合は、本節 i. 見積書等による。

見積書等とは、次のものをいう。

- イ) 専門業者の見積書に記載された価格
- ロ) 専門業者の定価表に掲載された価格
- ハ) 物価資料に掲載された公表価格

#### c. 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、これにより難しい場合は、市場の実態を調査の上、決定することができる。

- イ) 公共工事設計労務単価は、物価資料にも掲載されている。
- ロ) これにより難しい場合とは、公共工事設計労務単価にない場合等とする。

#### d. 機械器具損料

(1) 建設機械等損料（損耗費及び補修費を含む。）は、(社)日本建設機械施工協会刊の「建設機械等損料表」に掲載されている運転1日当たり又は1時間当たり換算値損料あるいは供用1日当たり換算値損料による。なお、北海道地区は「北海道補正版」による。

#### e. 運搬費

- (1) 現場着価格とした材料費には、運搬費を含むものとし、別途に積算しない。
- (2) 現場内の小運搬は、通常の場合労務歩掛りに含まれているものとする。
- (3) 積上げ積算により運搬費を計上する場合は次による。
  - イ) 運搬距離は、通常想定される順路による最短距離とする。運搬費を積算する場合は、原則として工事場所から最寄りの県庁所在地までの最短距離としてよい。なお、運搬が県庁所在地以外より搬入している実状の場合は、その都市からの最短距離で積算す

る。また、加工済み製品等で、積算上、加工場が明確に想定できる場合は、そこからの距離の搬入運賃を積算する。

ロ) 建設機械、器材及び仮設材料の運搬費は、本積算要領4編共通仮設費による。

f. 下請経費等

(1) 土木工事の積算には、原則として下請経費は計上しない。

(2) 物価資料、見積書等の材工共の単価を採用する際、下請経費相当分が含まれていればこれを除いて採用する。

g. 細目単価表

(1) 本積算要領3編単価2章から13章に定める1施工単位当たりの細目単価表書式は、標準的な内容で記載しており採用する際は、1施工単位当たりの設計に基づき必要に応じて記載内容を変更し、採用するものとする。

h. 複合単価等

複合単価の算出は以下による。

(1) 本積算要領に基づき複合単価を作成する場合は、「国土交通省土木工事積算基準」（以下「国交省基準」という。）又は「公益社団法人日本下水道協会発行の下水道用設計積算要領—管路施設（開削工法）編—」（以下「下水道基準」という。）の最新版により算出する。

ただし、単価の採用に当たっては以下の事項に留意する。

イ) 国交省基準において、施工パッケージ型積算基準に定められた工種については、標準歩掛に優先して施工パッケージ単価を採用する。なお、細目単価表備考欄の【 】部は施工パッケージ名称を示す。また、施工パッケージ型積算方式標準単価表は、国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センターがホームページで公表している単価表を用いることとする。

ロ) 複合単価の適用範囲が、現場の施工条件等に適合していること。

ハ) 工法、機種等が、現地の地形・地質条件、施工規模等に対して適切なものであること。

ニ) 複合単価は、標準的な施工条件における単価が記載されているが、特殊な施工条件下で使用する場合、本積算要領等に基づき適正な補正を行うこと。

(2) 市場単価は、物価資料に記載された土木工事の複合単価であり、本編1.3市場単価に定める工種についてのみ採用する。なお、市場単価から土木工事標準単価に移行した工種は土木工事標準単価を採用することとする。この場合、本編2章以降の細目単価表の備考欄は、市場単価を土木工事標準単価に読み替える。また、工種によって材料費を除く単価が記載されている場合等、単価の構成が異なっているため、採用に当たっては単価の内容、適用範囲等について物価資料の記載事項等に留意すること。

i. 見積書等

(1) 見積書を徴収する場合は、次による。

イ) 見積書は、種別ごとに総金額で徴収することを原則とする。ただし、総金額で徴収することが適切でないものについては、単価見積りとしてよい。

ロ) 見積書は、専門業者3社以上より徴収することを原則とし、消費税等相当分について明示させるものとする。

- ハ) 材料の見積書は、仕様書及び図面等を提示し、その仕様・数量等を明示の上、徴収する。(見積り依頼の際には、見積り仕様を専門業者に提示する。)
  - ニ) 工事費を含んだ見積書は、仕様書及び図面等を提示するほか、見積り範囲、発注条件等を明示の上、材料費、労務費、運搬費、諸経費等に区分して徴収する。
  - ホ) コスト縮減の観点から、専門業者からのVE提案を積極的に引き出すように努める。なお、VE提案があった場合は、適切に評価する。(性能や品質を低下させない範囲で専門的な見地からの提案を積極的に引き出し、コスト縮減の観点から採否を判断し設計に反映させる。)
- (2) 見積書は、審査の上、種別ごとの総金額(下請経費を除く)を比較し最低値のものを採用する。
- なお、単価見積りの場合は、審査の上、個々の単価で比較し最低値のものを採用する。
- 審査とは、見積り仕様、見積り条件、見積り数量等を確認した上、コスト縮減の観点から類似の事例や取引の実例価格等をできる限り調査し、数量の多寡、施工時期、工期の長短、地域性等を反映した価格とすることをいう。
- (3) 軽微な場合は、審査の上、専門業者の定価表により価格を決定することができる。

#### j. 諸雑費

##### (1) 諸雑費の定義

諸雑費とは、当該作業に必要な材料、労務、機械器具損料費等で、その金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

##### (2) 諸雑費の計上

- イ) 単価表等に諸雑費率が記載されている場合は、原則として所定の諸雑費率で算出される費用の範囲内で、本節k.金額の端数整理に規定する単価表の金額になるように端数を計上する。
- ロ) 単価表等に諸雑費率が記載されていない場合は、原則として本節k.金額の端数整理に規定する単価表の金額になるように端数を計上する。
- ハ) 種目別、科目別、中科目別、細目別内訳書には、原則として諸雑費は計上しない。
- ニ) 諸雑費は下請経費ではないため、上記により適正に計上する。

#### k. 金額の端数整理

##### (1) 単価等の端数整理は、次による。

- イ) 物価資料及び建設機械等損料算定表等に記載されている価格を採用する場合は、公表価格を除き、端数整理を行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は、小数点以下第2位までとする。(端数整理を行う場合は四捨五入とする。)
- ロ) 細目別内訳書に計上する単価及び一式で計上する工種の金額は、10円単位とする。ただし、100円未満の場合は1円単位とする。(端数整理を行う場合は四捨五入とする。)

##### (2) 予定価格算出内訳明細書の端数整理は、次による。

細目別内訳書の数量に単価を乗じた金額は、1円単位とする。(端数整理を行う場合は四捨五入とする。)

#### l. その他

今後の社会情勢等の変化により、本積算要領により難しいと判断される場合は、別途考慮する。

### 1. 3 市場単価

#### a. 市場単価とは

市場単価とは、歩掛りを用いた積上げ単価ではなく、材料費、労務費及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場における取引価格のことである。

土木工事の市場単価は、季刊の「土木コスト情報」（財）建設物価調査会発行及び「土木施工単価」（財）経済調査会発行に工種別・仕様別に掲載されている。

#### b. 市場単価方式による工種

市場単価を採用する工種は、次による。なお、採用に当たっては、物価資料に記載された市場単価の適用範囲、構成と範囲、規格・仕様、加算率、補正係数、適用に当たっての留意事項に留意する。

##### (1) 鉄筋工

太径鉄筋を含む土木構造物の鉄筋工（加工・組立て）及び場所打ち杭<sup>くい</sup>の鉄筋かごの加工・組立てに適用する。ただし、コンクリート山留め壁工の場所打ち連続壁工、道路維持修繕<sup>きようりよう</sup>の橋梁地覆補修工、橋梁上部工（ポストテンション桁製作工等）の鉄筋工には適用しない。

##### (2) 鉄筋工（ガス圧接工）

鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）、自動式のガス圧接工に適用する。ただし、熱間押抜法によるガス圧接工には適用しない。

##### (3) 区画線工

道路に設置する溶融式（手動）及びペイント式（自走）の区画線及び路面標示の設置及び消去に適用する。

##### (4) 高視認性区画線工

道路に設置するリップ式（溶融式、二液反応式、貼付式）及び非リップ式（溶融式）の区画線及び路面標示の設置及び消去に適用する。ただし、突起部（リップ）のみ及びライン部のみ（非リップ型を除く）の施工には適用しない。

##### (5) インターロッキングブロック工

インターロッキングブロック（厚6，8cm）の新設，更新，撤去に適用する。

##### (6) 防護柵設置工

防護柵設置工（ガードレール，ガードパイプ，歩道の横断・転落防止柵<sup>さく</sup>）の新設，更新，撤去及び部材の設置，撤去に適用する。

##### (7) 道路標識設置工

道路標識の基礎，柱，標識板の設置，撤去に適用する。ただし，内部照明式の道路標識板の設置，撤去，道路標識の基礎工事のうち杭設置及び撤去，道路管理者以外が行う標識工事，改築工事等で基礎のみの設置には適用しない。

##### (8) 道路付属物設置工

道路付属物のうち道路及び敷地境界に設置するコンクリート製の境界杭及び金属製の境界<sup>びよう</sup> 鋸の設置，撤去に適用する。ただし，メーカーのオリジナル製品を用いる場合には適用しない。

##### (9) 排水構造物工

排水工のうちプレキャストU形側溝，自由勾配側溝及び側溝蓋の設置，撤去に適用する。

##### (10) コンクリートブロック積工<sup>のりめん</sup>

勾配が1割未満の法面に施工するブロック積みでJISタイプの積ブロック（間知・ブロック質量150kg/個未満）を使用するブロック積擁壁工に適用する。ただし，積プロ

ック（間知・ブロック質量150kg/個以上）を使用する場合、垂直高が練積<sup>ねりづみ</sup>で7 m、空積で3 mを超える場合には適用しない。

(11) 法面工

法面保護工のうち、次の工種の施工に適用する。

- ・モルタル吹付工
- ・コンクリート吹付工
- ・植生基材吹付工
- ・客土吹付工
- ・種子散布工
- ・植生マット工
- ・吹付枠工のうち法枠内（モルタル、コンクリート、植生基材）吹付工
- ・野芝、高麗芝又は人工筋芝（種子帯）による張芝及び筋芝工

(13) 吹付枠工

金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む現場吹付法枠工に適用する。ただし、梁<sup>はり</sup>の断面が正方形以外の場合、基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外の場合には適用しない。

(14) 公園植栽工

環境緑化の植栽工のうち、次の工種の施工に適用する。なお、市場単価の道路植栽工は適用しない。

- ・植樹工（中、低木）
- ・支柱設置工（中木）
- ・地被類植付工

(15) 構造物とりこわし工

大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機による道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業に適用する。ただし、建築物、舗装版のとりこわし作業には適用しない。

(16) 軟弱地盤処理工

粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうち次の工種の施工に適用する。

- ・サンドドレーン工
- ・サンドコンパクションパイル工

(17) 硬質塩化ビニル管設置工

開削工法による管布設工のうち、呼び径150mm以上350mm以下の「下水道用硬質塩化ビニル管 JSWAS K-1」を設置する場合。

(18) 砂基礎工

管基礎工のうち砂基礎の設置に適用する。

(19) 組立マンホール設置工

組立マンホールのうち、0号～3号、だ円(600×900)マンホールを設置する場合。

(20) 小型マンホール工（塩化ビニル製）

小型マンホール工のうち、「下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール JSWAS K-9」及び「リブ付小型マンホール JSWAS K-17」を設置する場合。

(21) 取付管及び柵<sup>ます</sup>（塩化ビニル製）工

柵設置工のうち、「塩化ビニル公共ます（JSWAS K-7）」のうち径150mm, 200mm, 300mm, 350mmの柵を設置する場合。

## 1. 4 標準工期の算出

### a. 総則

積算に用いる標準工期は、施工に必要な準備日数、作業日数及び跡片付け日数に期間中の休祭日数及び降雨（雪）日数を加えた期間とする。

ただし、工場製作など降雨（雪）の影響を受けることのない作業は、降雨（雪）日数は加算しない。

### b. 準備日数

準備日数は、工事の着手に必要な関係機関との事前協議、資器材等の手配に要する日数であり、通常の場合15日から20日程度見込むものとする。ただし、汎用性の低い機械や材料等を使用する場合や工事の内容、規模によっては、市場調査を行い適正と判断される日数を見込むものとする。

### c. 降雨(雪)日数

降雨(雪)日数は、施工地域における過去5年間の平均降雨（雪）日数より求める。

なお、降雨(雪)日とは、日雨量が10mm以上の日とする。

### d. 作業日数

作業日数は、科目別に次の方法で作業日数を算出し、各科目相互の工事が先行、従属の関係か、並行作業は可能かなどの施工条件等を踏まえて検討を行い、適正な作業日数を算出する。

(1) 科目ごとの作業日数は、当該科目に含まれている細目について、先行作業か、従属作業か、あるいは並行作業かなどの施工条件等を踏まえて検討を行う。

(2) 細目の作業日数を次式により算出する。

$$D = Q / q$$

ただし、D：細目の作業日数(日)

Q：当該細目の施工数量(m, m<sup>2</sup>等)

q：当該細目の日当たり施工数量(m/日, m<sup>2</sup>/日等)

(3) 日当たり施工数量は、積算に採用する細目の歩掛り等を参考に、施工時間、施工パータイナー数等の前提条件を考慮して算出する。

(4) 算出した細目別の作業日数を上記(1)の検討結果を踏まえ、休祭日数、降雨（雪）日数を加えて、科目ごとの必要工期を設定する。

(5) 設定した科目ごとの必要工期を施工手順に従い、科目相互の調整を図りながら全体の作業日数を算出する。

### e. 跡片付け日数

跡片付け日数は、現場内の清掃、整地及び資器材の搬出等に要する日数であり、7日から10日程度見込むものとする。

ただし、工場製作等直接現場で作業を行わない場合は見込まない。

### f. 休祭日数

休祭日は、土曜日、日曜日、祭日及び12月29日から1月3日とする。





(中科目別内訳)

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
I ○○地区基幹整備					
1. 敷地造成	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削	1	式		
	(4) 地盤改良	1	式		
計					
2. 車道舗装	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削	1	式		
	(4) 地盤改良	1	式		
	(5) 舗装	1	式		
	(6) 付属施設	1	式		
計					
3. 広場・歩道舗装	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削	1	式		
	(4) 舗装	1	式		
	(5) 付属施設	1	式		
計					
4. 排水	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削	1	式		
	(4) 排水	1	式		
	(5) 柵・人孔	1	式		
計					
5. 共同溝	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 共同溝	1	式		
計					
6. 法面保護 <small>のりめん</small>	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削	1	式		
	(4) 法面保護	1	式		
計					
7. 運動場舗装	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削工	1	式		



(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
1. 敷地造成						
(1) 仮設						
工事用道路工	再生碎石 厚〇〇cm	1	式			
仮水路工	素掘り 〇〇製透水管	1	式			
地下排水暗渠工	<small>あんきよ</small> 径〇〇cm	1	式			
締切排水工（水替工）	〇〇時排水	1	式			
〇号仮防災池工		1	式			
仮土留工	〇〇土留工	1	式			
ガス切断工		1	式			
覆工板工	〇〇製覆工板	1	式			
足場工		1	式			
支保工		1	式			
ウエルポイント工 （地下水位低下工）		1	式			
仮囲い工		1	式			
法面工 （仮設用モルタル吹付工）		1	式			
交通整理員		1	式			
計						
(2) 土工						
切土－盛土	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
切土－流用土	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
流用土－盛土	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
購入土－盛土	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
不用土処分	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
根切り（床掘り）	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
埋戻し	埋戻し種別〇種	〇〇	m <sup>3</sup>			
計						
(3) 岩掘削						
岩掘削－運搬	軟岩又は硬岩	〇〇	m <sup>3</sup>			
岩掘削－盛土	軟岩又は硬岩	〇〇	m <sup>3</sup>			
岩掘削－処分	軟岩又は硬岩	〇〇	m <sup>3</sup>			
転石破碎工	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
計						

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
(4)地盤改良						
表層混合処理工	添加材-〇〇 厚〇〇cm	1	式			
置換工	採取土(〇〇土) 厚〇cm	1	式			
サンドドレーン工	打込み長 L=〇〇m	1	式			
サンドコンパクション パイル工	打込み長 L=〇〇m	1	式			
計						
2. 車道舗装						
(1)仮設						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(2)土工						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(3)岩掘削						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(4)地盤改良						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(5)舗装						
アスファルト舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
コンクリート舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
排水性アスファルト 舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
計						
(6)車道付属施設						
縁石工	〇〇境界 ブロック(〇型)	〇〇	m			
アスカーブ設置工		〇〇	m			
防護柵設置工	ガードレール又は ガードパイプ〇型	〇〇	m			
区画線設置工		1	式			
道路標識設置工	〇〇式	1	式			
L形側溝工	〇〇型 〇〇×〇〇	〇〇	m			

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
計						
3. 広場・歩道舗装						
(1) 仮設						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(2) 土工						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(3) 岩掘削						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(4) 舗装						
アスファルト舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
コンクリート舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
透水性アスファルト 舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
インターロッキング ブロック舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
コンクリート平板 舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
計						
(5) 付属施設		1	式			
工作物設置工	〇〇〇〇	1	式			
ネットフェンス工	〇型H=〇m	〇〇	m			
計						
4. 排水						
(1) 仮設						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(2) 土工		1	式			
根切り (床掘り)	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
埋戻し	埋戻し種別〇種	〇〇	m <sup>3</sup>			
不用土処分	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
床付面整正工		〇〇	m <sup>2</sup>			
計						
(3)岩掘削						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(4)排水						
プレキャストU形側溝工	〇〇形蓋付き	〇〇	m			
現場打ちU形側溝工	蓋無し	〇〇	m			
円形又は箱形側溝工	〇〇形	〇〇	m			
自由勾配側溝工	〇〇形	〇〇	m			
かんきよ管渠工	〇〇管径〇〇cm	〇〇	m			
支管取付工	〇〇管径〇〇cm	〇〇	か所			
透水暗渠工	〇〇管径〇〇cm	〇〇	m			
計						
(5)ます・人孔		1	式			
プレキャスト集水柵工	〇〇形	〇〇	か所			
現場打ち集水柵工		〇〇	か所			
プレキャストマンホール工	組立マンホール〇号	〇〇	か所			
現場打ちマンホール工	〇号マンホール	〇〇	か所			
マンホール副管取付工		〇〇	か所			
計						
5. 共同溝		1	式			
(1)仮設						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(2)土工						
根切り (床掘り)	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
埋戻し	埋戻し種別〇種	〇〇	m <sup>3</sup>			
不用土処分	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
床付面整正工		〇〇	m <sup>2</sup>			
計						

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
(3)共同溝						
現場打ち ボックスカルバート工1・2	B H W ○×○×○	○○	m			
端末処理	仮壁	○○	か所			
換気上屋		○○	か所			
換気孔		○○	か所			
資材搬入孔		○○	か所			
排水ピット		○○	か所			
プレキャストボックスカルバート工	B H W ○×○×○	○○	m			
端末処理	仮壁	○○	か所			
計						
6.法面保護 <sup>のりめん</sup>						
(1)仮設						
○○○○		○○				
計						
(2)土工		一式				
根切り(床掘り)	○○土	○○	m <sup>3</sup>			
埋戻し	埋戻し種別○種	○○	m <sup>3</sup>			
不用土処分	○○土	○○	m <sup>3</sup>			
床付面整正工		○○	m <sup>2</sup>			
計						
(3)岩掘削						
○○○○		○○				
計						
(4)地盤改良						
○○○○		○○				
計						
(5)法面保護						
盛土法面整形工	○○土	○○	m <sup>2</sup>			
切土法面整形工	○○土	○○	m <sup>2</sup>			
張芝工		○○	m <sup>2</sup>			
筋芝工		○○	m <sup>2</sup>			

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
種子散布工		〇〇	m <sup>2</sup>			
モルタル吹付工		〇〇	m <sup>2</sup>			
コンクリート吹付工		〇〇	m <sup>2</sup>			
プレキャスト <sup>のりわく</sup> 法砕工	〇〇型	〇〇	m <sup>2</sup>			
コンクリートブロック積擁壁工	H=〇~〇m	〇〇	m <sup>2</sup>			
プレキャスト擁壁工	〇〇型 H=〇~〇m	〇〇	m			
現場打ちコンクリート擁壁工	〇〇型 H=〇~〇m	〇〇	m <sup>3</sup>			
張りコンクリート工	〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			
計						
7. 運動場舗装						
(1) 仮設						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(2) 土工						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(3) 岩掘削						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(4) 地盤改良						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(5) クレイ系舗装						
下層工	材料〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			
中層工	材料〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			
表層工	材料〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			
計						
(6) 全天候系舗装						
基盤工		〇〇	m <sup>2</sup>			
表層工	材料〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			
計						

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
(7)運動場附属施設						
○○設置工		1	式			
計						
8. 環境緑化						
(1)植栽						
平面張芝工	○○芝	○○	m <sup>2</sup>			
地被類植付工	ササ又は リュウノヒゲ	○○	鉢			
中低木植栽工	樹種 樹高○m	○○	本			
高木植栽工	樹種, 幹周○cm	○○	本			
計						
(2)移植						
中低木移植工	樹種, 樹高○m	○○	本			
高木移植工	樹種, 幹周○cm	○○	本			
計						
(3)緑地附属施設						
緑化ブロック積工		○○	m <sup>2</sup>			
計						
9. 施設補修						
(1)取りこわし工						
構造物取りこわし工	○○構造物	○○	m <sup>3</sup>			
計						
(2)舗装補修						
舗装版切断工	切断深○○cm	○○	m			
舗装打換え工	打換え厚○○cm	○○	m <sup>2</sup>			
オーバーレイ工	平均厚○○cm	○○	m <sup>2</sup>			
計						
10. 特殊施設						
(1)仮設						
(2)土工						



## 2章 仮設工

### 2. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事の仮設工の積算に適用する。

### 2. 2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上、適切な数値、単価を用いて積算する。
- b. 適用工種、工法は、現地の施工条件、施工規模を踏まえ、施工性、経済性を考慮する。
- c. 使用材料、使用機械は、市場性、汎用性を考慮する。
- d. 建設工事公衆災害防止対策要綱に定める「公衆に係わる区域」に該当する場合は、要綱等に基づいて施工する必要があるので、見落としのないよう積算条件に反映させる。

### 2. 3 仮設工の積算

- a. 仮設工は、工事目的物の構築を安全かつ経済的に施工するために設置するものであり、下記項目のうち、当該工事に必要な項目について計上する。
  - ①支保工、足場工の設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該設備の使用期間中の損料
  - ②山留（土留・仮締切）の設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該設備の使用期間中の損料（賃料）
  - ③水替工、仮水路の設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該設備の使用期間中の電力料及び損料（賃料）
  - ④電力、用水等の供給設備に係る設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該供給設備の使用期間中の損料
  - ⑤工事用道路に係る設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該仮施設の使用期間中の損料
  - ⑥施工に必要な防護施設、仮囲いに係る設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該防護施設等の使用期間中の損料
  - ⑦施工に伴う防じん対策に係る設置・撤去及び補修に要する費用並びに使用期間中の損料（賃料）
  - ⑧交通誘導員及び機械の誘導員等の交通整理に要する費用
  - ⑨上記のほか、当該工事に必要な仮設備の設置・撤去等の費用。ただし共通仮設費として計上する事業損失防止対策費に係る仮設備は除く。
- b. 仮設工は、工事目的物でないことから、施工者の任意による方法で発注されることが多いが、仮設備の規模及び使用期間等は、想定される施工方法、工程計画から適切に積算する。

## 2.4 細目単価表

### 2.4.1 工事用道路工

一般道路等から工事現場までの工事用道路（幅員 2.5m以上4.0m未満）を砕石等によって整備する場合は、次の単価表による。

第2-1号 工事用道路工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
〇〇砕石	RC-40 厚〇〇cm	〇〇	m <sup>3</sup>			施工面積×厚さ×1.20 (割増し)
敷きならし	排出ガス対策型 普通3t級	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【整地】参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 敷きならし作業の仕上がり厚さは20~30cmとする。  
 3. 防じん対策として、地域及び施工条件等を勘案して、散水を行う場合はアスファルト舗装(再生密粒度<sup>のりめん</sup>厚5cm)との比較を行うこと。  
 4. 基盤整地、法面整形、仮土留、敷鉄板等が必要な場合は、別途考慮する。

### 2.4.2 仮水路工

仮設の雨水排水施設として素掘り側溝（全掘削土量100m<sup>3</sup>程度）を設ける場合は、次の単価表による。

第2-2号 仮水路工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
根切り(床掘り)	排出ガス対策型 バックホウ0.28m <sup>3</sup>	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 作業土工(床掘工) 【床掘り】参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 根切りした土砂を場外に搬出する場合は、別途考慮する。  
 3. 側溝を長期間使用する場合の側溝側面及び底面の保護工は別途考慮する。  
 4. コンクリート製品等を使用する場合の積算は、本編8章排水工に準じる。

### 2.4.3 地下排水暗渠工<sup>あんきよ</sup>

敷地造成に先立ち湧水、地下水等の対策に地下排水暗渠を設ける場合は、本編8章排水工の単価表に準じる。

## 2.4.4 締切排水工

### a. 締切排水工（水替工）

構造物床付面の湧水，仮防災池の排水等に潜水ポンプを使用する場合は，次の単価表による。なお，排水方法は作業開始1～3時間前に排水を開始し，作業終了後に排水を中止する「作業時排水」と，昼夜連続して排水する「常時排水」に区分する。

第2-3号 ○○○○		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ポンプ運転	口径○○×○台 口径○○×○台	○○	日			国交省基準 締切排水工参照
ポンプ据付け撤去		○○	箇所			〃
諸 雑 費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. ポンプ口径，台数，供用日数は2編数量2.3.4締切排水工（水替工）に準じる。  
 3. ポンプの揚程が15m以下の場合に適用するものとし，大規模工事の排水工事には適用しない。

## 2.4.5 仮防災池工

敷地造成工事等に伴う土砂，濁水等の下流への流出防止及び雨水等の出水量を調整する目的で仮設的に設ける防災池は，現地の地形，地質，雨水流出量等を踏まえて計画した，仮防災池の設計図面にに基づき必要工種，数量等を適切に積算する。

なお，参考事例として，次の単価表を記載する。

第2-5号 ○号仮防災池工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
切土－盛土	○○土	○○	m <sup>3</sup>			本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じる
切土－流用土	〃	○○	m <sup>3</sup>			〃
流用土－盛土	〃	○○	m <sup>3</sup>			〃
不用土処分	〃	○○	m <sup>3</sup>			〃
地盤改良工	○○工法	一式				〃
仮土留工	鋼矢板○型	一式				本編2.4.6 仮土留工に準じる
流入 <sup>ます</sup> 柵工	○型	一式				本編8章排水工に準じる
流出柵工	〃	一式				〃
水たたき工	〃	一式				〃
切土 <sup>のりめん</sup> 法面整形工		○○	m <sup>2</sup>			本編10章法面保護工に準じる
盛土法面整形工		○○	m <sup>2</sup>			〃
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2 単価算出共通事項 j. 諸雑費(2) ㊦による。

## 2.4.6 仮土留工

敷地造成及び構造物の床掘りに伴い仮土留工を行う場合は、次の単価表による。

### a. 鋼矢板土留工

第2-6号 ○○○○		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
鋼 矢 板	○型, L=○m	○○	枚			本編2.4.13参照
鋼矢板打込み	○○工法	○○	枚			国交省基準 鋼矢板(H形鋼)工参照
鋼矢板引抜き	○○工法	○○	枚			〃
<small>きりぼり</small> 切梁・腹起し材	主部材	○○	t			本編2.4.13参照
切梁・腹起し材	副部材(A)	○○	t			本編2.4.13参照
切梁・腹起し材	副部材(B)	○○	t			本編2.4.13参照
切梁・腹起し 設 置		○○	t			国交省基準 仮設材設置撤去工参照
切梁・腹起し 撤 去		○○	t			〃
諸 雑 費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 鋼矢板及び打込み及び引抜きは、鋼矢板の規格寸法、工法ごとに計上する。  
 3. タイロッド・腹起しによる場合は、切梁・腹起しに代えて計上する。  
 4. 鋼矢板及び主部材の単価は本編2.4.13仮設用鋼材単価の算出に準じて算出する。  
 5. 切梁・腹起しの設置・撤去の対象質量は、主部材、副部材の合計質量とする。

b. H鋼杭<sup>くい</sup>横矢板土留工

第2-7号 ○○○○		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
H形鋼	H○○○型 L=○○m	○○	本			本編2.4.13参照
H形鋼打込み	○○工法	○○	本			国交省基準 鋼矢板(H形鋼)工参照
H形鋼引抜き	○○工法	○○	本			〃
きりぼり 切梁・腹起し材	主部材	○○	t			本編2.4.13参照
切梁・腹起し材	副部材(A)	○○	t			本編2.4.13参照
切梁・腹起し材	副部材(B)	○○	t			本編2.4.13参照
切梁・腹起し材 置		○○	t			国交省基準 仮設材設置撤去工参照
切梁・腹起し材 撤去		○○	t			〃
横矢板設置		○○	m <sup>2</sup>			〃
横矢板撤去		○○	m <sup>2</sup>			〃
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. H鋼杭及び打込み及び引抜きは、杭の規格、寸法、工法ごとに計上する。  
 3. タイロッド・腹起しによる場合は、切梁・腹起しに代えて計上する。  
 4. 杭及び主部材の単価は2.4.13仮設用鋼材単価の算出に準じて算出する。  
 5. 切梁・腹起しの設置・撤去の対象質量は、主部材、副部材の合計質量とする。  
 6. 横矢板の材料単価は、物価資料又は見積りによるものとし全損とする。

c. 軽量鋼矢板土留工

第2-8号 ○○○○		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
軽量鋼矢板	○型, L=○m	○○	枚			本編2.4.13参照
軽量鋼矢板 建込み工		○○	m			下水道基準 矢板工(軽量鋼矢板・建 込引抜き工)参照
軽量鋼矢板 引抜き工		○○	m			〃
土留支保工 (軽量金属 支保工)	腹起し・切梁 <sup>きりぼり</sup> ○段 設置・撤去共	○○	m			下水道基準 土留支保工(軽量金属支 保工)参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 軽量鋼矢板の設置・撤去工は、軽量鋼矢板の形状寸法、掘削深さごとに計上する。  
 3. 軽量鋼矢板の単価は、本編2.4.13仮設用鋼材単価の算出に準じて算出する。  
 4. 軽量鋼矢板の使用枚数は、矢板幅250mmの場合、両側分で1m当たり8枚を標準とする。  
 5. 腹起し材、切梁材の組合せは、地域特性を考慮して定めること。

d. 建込み簡易土留工

第2-9号 建込み簡易土留工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
建込み簡易 土留材	掘削深さ○m 掘削幅○m	○○	m <sup>2</sup>			本編2.4.13参照
建込み工		○○	m			下水道基準 たて込み簡易土留工参照
引抜き工		○○	m			〃
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 建込み簡易土留材及び建込み工、撤去工は、掘削深さ、掘削幅ごとに計上する。  
 3. 簡易土留材(1組の長さ2~3m)は、1セット30mを標準とし、単価は本編2.4.13仮設用鋼材単価の算出に準じて算出する。  
 4. 簡易土留材の数量は、両側分の土留面積とする。

#### 2.4.7 ガス切断工

仮土留工に伴いH鋼杭（H300～H400）、鋼矢板（Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅴ型、Ⅵ型、Ⅱw型、Ⅲw型、Ⅳw型、10H型、25H型）を現場でガス切断する場合は、次の単価表による。

第2-10号 ガス切断工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ガス切断工		〇〇	箇所			国交省基準 ガス切断工参照
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2) ρ)による。

#### 2.4.8 覆工板工

土留開削工法に伴い路面覆工を行う場合は、次の単価表による。

第2-11号 覆工板工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
覆工板	〇〇製	〇〇	m <sup>2</sup>			本編2.4.13参照
覆工板受桁		〇〇	t			本編2.4.13参照
覆工板受桁用桁受		〇〇	t			本編2.4.13参照
覆工板・ 覆工板受桁設置		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 仮設材設置撤去工参照
覆工板・ 覆工板受桁撤去		〇〇	m <sup>2</sup>			〃
覆工板設置		〇〇	m <sup>2</sup>			〃
覆工板撤去		〇〇	m <sup>2</sup>			〃
覆工板受桁設置		〇〇	t			〃
覆工板受桁撤去		〇〇	t			〃
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2) ρ)による。

#### 2.4.9 足場工

施工基面から高さ2m以上の構造物の施工に伴い足場工（最大設置高30m以下）を設置する場合は、次の単価表による。ただし、現場打ちコンクリート擁壁工，共同溝工，鋼橋床版，砂防，ダム，トンネル等には適用しない。

第2-12号 足場工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
〇〇足場	平均設置高〇m	〇〇	掛m <sup>2</sup>			国交省基準 足場工参照
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

#### 2.4.10 支保工

構造物の施工に伴い支保工（最大設置高30m以下）を設置する場合は、次の単価表による。ただし、現場打ちコンクリート擁壁工，共同溝工，鋼橋床版，砂防，ダム，トンネル等には適用しない。

第2-13号 支保工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
〇〇支保工	設置高〇m	〇〇	空m <sup>3</sup>			国交省基準 支保工参照
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

#### 2.4.11 ウエルポイント工

地下水位の高い地層の床掘り作業を容易にするためウエルポイント工法を行う場合は、次の単価表による。

第2-14号 ウエルポイント工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ウエルポイント 設置		〇〇	本			国交省基準 ウエルポイント工参照
ウエルポイント 撤去		〇〇	本			〃
ウエルポイント ポンプ設置		〇〇	組			〃
ウエルポイント ポンプ撤去		〇〇	組			〃
ウエルポイント 運転管理		〇〇	日			〃
ウエルポイント 工損料		一式				〃
ジェット装置 運転		一式				〃
諸 雑 費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。

#### 2.4.12 仮囲い工

工事現場を仮囲い鉄板によって立入防止柵（高さ3m程度）を設置する場合は、次の単価表による。

第2-15号 仮囲い工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
仮囲い設置撤去		〇〇	m			国交省基準 仮囲い設置・撤去工参照
諸 雑 費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。

2. 仮囲い材料の単価は、損料(円/m・日)×供用日数とする。

#### 2.4.13 法面工（仮設用モルタル吹付工）

もたれ式擁壁等の掘削部の施工で危険防止のために、仮設用モルタルを吹付ける場合は、次の単価表による。なお、吹付厚は3cmを標準とする。

第2-16号 法面工（仮設用モルタル吹付工）		100m <sup>2</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
仮設用モルタル吹付工	厚3cm	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 法面工（仮設用モルタル吹付工）参照
諸 雑 費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2) ㊦による。

#### 2.4.14 交通整理員

現場条件によって交通整理員を配置する場合は、次の単価表による。ただし、工事現場内の安全監視、不稼働日の保安要員等の費用は、基本共通仮設費に含む。

第2-17号 交通整理員		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
交通整理員		〇〇	人			
計						

注) 1. 交通整理員の単価は、「交通誘導警備員A又はB」とする。

2. 数量は、配置人員×必要日数とし、配置人員は必要に応じて交替要員を含む人数とする。配置人員、必要日数は、工程表等の資料により決定する。

3. 夜間勤務や2交代制勤務等を行う場合は、労務費を適切に補正する。

なお、これにより難しい場合は別途考慮する。

## 2.4.15 仮設用鋼材単価の算出

- a. 仮土留工，覆工板工等に使用する仮設用鋼材単価の算出は，次式による。なお，賃料による仮設材単価の計上上限額（1現場当たり修理費及び損耗費を含む）は，当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格（市中価格）の80%を上限とする。

$$\text{仮設用鋼材単価(円/t)} = \text{賃料(円/t・日又は月)} \times \text{供用日数(日又は月)} + \text{修理費及び損耗費(円/t)}$$

$$\text{杭単価(円/枚又は本)} = \{ \text{賃料(円/t・日)} \times \text{供用日数(日)} + \text{修理費及び損耗費(円/t)} \} \times \text{質量(t/枚又は本)}$$

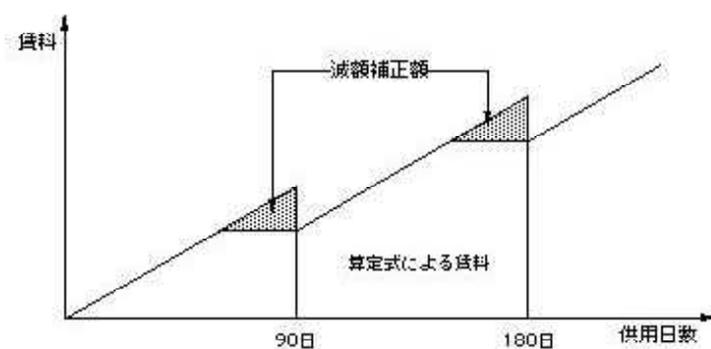
$$\text{※質量(t/枚又は本)} = 1 \text{枚又は本当たりの長さ(m)} \times \text{単位質量(t/m)}$$

$$\text{主部材単価(円/t)} = \text{賃料(円/t・日)} \times \text{供用日数(日)} + \text{修理費及び損耗費(円/t)}$$

$$\text{覆工板単価(円/m}^2\text{)} = \text{賃料(円/m}^2\text{・月)} \times \text{供用月数(月)} + \text{修理費及び損耗費(円/m}^2\text{)}$$

$$\text{建込み簡易土留材単価(円/m}^2\text{)} = \text{賃料(円/m}^2\text{・日)} \times \text{供用日数(日)} + \text{修理費及び損耗費(円/m}^2\text{)}$$

- ①賃料は，物価資料によるものとする。ただし，供用日数（又は月数）の長短による賃料に係る市場単価の適用区分が変わることによって，賃料計上額（1現場当たり修理費及び損耗費を除く）が当該日数（又は月数）の増加に比例せず減少する場合がある。したがって，減少する時点までの供用日数（又は月数）における賃料計上額（1現場当たり修理費及び損耗費を除く）は，その減少する時点における賃料計上額（1現場当たり修理費及び損耗費を除く）を上限とし，次の方法により減額補正する。



②鋼矢板，H形鋼，覆工板及び鋼製マットの1現場当たり修理費及び損耗費は，(社)日本建設機械化協会刊の「建設機械等損料算定表」による。

③副部材の賃料（1現場当たり修理費及び損耗費含む）は，別途考慮する。

④たて込み簡易土留材の1現場当たり修理費及び損耗費は，別途考慮する。

⑤賃料期間の算定（鋼矢板(軽量鋼矢板を含む)，H形鋼，覆工板等）は，次を標準とする。



$$\text{賃料期間(日)} = (\text{打込み期間} \times 1/2) + \text{在場期間} + (\text{引抜き期間} \times 1/2) + (5\text{日} + 4\text{日})$$

⑥作業区分は次を標準とする。

[鋼矢板（軽量鋼矢板を含む）及びH形鋼]

イ) 打込みを伴う場合（打撃，振動，圧入工法等）

最大N値が20未満……………軽作業

最大N値が20以上39以下……………標準

最大N値が40以上……………重作業

ロ) 補助工法を併用し打込みを行う場合（ジェット併用パイプロハンマ，オーガ併用圧入，ジェット併用圧入工法）及び打込みを伴わない場合（プレボーリング工法）

最大N値が39以下……………軽作業

最大N値が40以上……………標準

注) 1. 「先端部分のみに補助工法を併用しないで打込む場合」及び「プレボーリング工法で先端部分のみを打撃する場合」についてもロ) を適用する。

[主桁・腹起し材]

主桁・腹起し材……………標準

⑦使用回数による修理費及び消耗費の補正は、次による。

1 現場当たりの修理費及び損耗費は、1 現場における使用回数が2 回以上となる（現場内で転用する）場合は補正が必要である。したがって、工程等を勘案して1 現場を何ブロックに分けて行うかの想定により、仮設材の使用回数  $n$  を算出し補正する。

$$\text{補正率} = 0.5 \times (n + 1)$$

⑧杭等の鋼材を切断撤去する場合のスクラップ材として積算する杭長は、物価資料によるものとし、切断杭であってもスクラップ長以上の場合は賃料（損料）扱いとする。

なお、スクラップ長未満となる杭又は存置する杭の積算は、下記による。

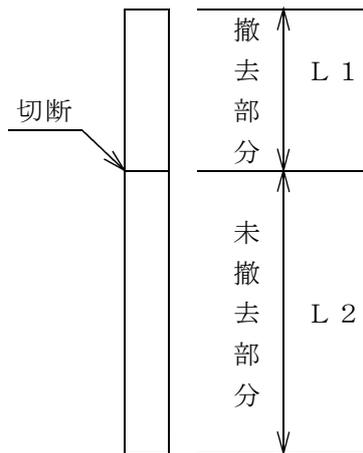
イ) 当初より撤去しない場合

- ・中古品の場合は施工業者が入手可能な購入価格（市中価格）の90%とする。
- ・新品を使用する場合又は中古品が入手不可能な場合は市中価格とする。

ロ) 当初は撤去を考えていたが、現場状況から1 本ものが全て撤去できなくなった場合

- ・新品でない場合は、[不足分弁償金に係る市中価格（中古）×対象質量]とする。
- ・新品の場合は、[不足分弁償金に係る市中価格（新品）×対象質量]とする。

ハ) 当初から、現場状況により1 本ものの内一部を撤去しないものとした場合  
（新品でない場合）



- ・  $L 1$  がスクラップ長以上の場合は、 $L 1$  部の賃料を計上する。

$$[(\text{賃料} + \text{修理費及び損耗費}) \times \text{対象質量}]$$

- ・  $L 1$  がスクラップ長未満の場合は、 $L 1$  部の市中価格を計上する。

$$[(\text{市中価格} \times 80\%) \times \text{対象質量}]$$

- ・  $L 1$  がスクラップ長以上の場合は、 $L 2$  部の不足分弁償金に係る市中価格を計上する。

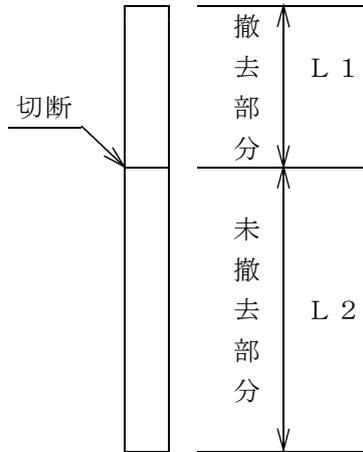
$$[\text{不足分弁償金に係る市中価格（中古）} \times \text{対象質量}]$$

- ・  $L 1$  がスクラップ長未満の場合は、 $L 2$  部の市中価格を計上する。

$$[(\text{市中価格} \times 90\%) \times \text{対象質量}]$$

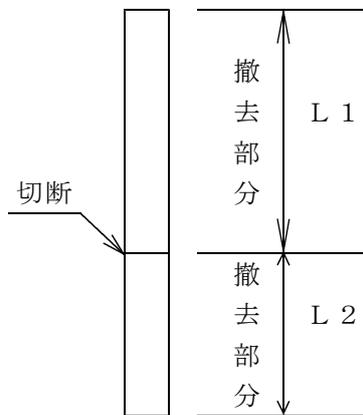
ニ) 当初は撤去を考えていたが、現場状況から1 本ものの内一部が撤去できなくなった場合

(新品でない場合)



- ・ L 1 がスクラップ長以上の場合は、L 1 部の賃料を計上する。  
[ (賃料+修理費及び損耗費) ×対象質量]
  - ・ L 1 がスクラップ長未満の場合は、L 1 部の不足分弁償金に係る市中価格を計上する。  
[ (不足分弁償金に係る市中価格 (中古) ×90%) ×対象質量]
  - ・ L 2 部は、[不足分弁償金に係る市中価格 (中古) ×対象質量]とする。
- ホ) 当初は切断をせず撤去するものとしていたが、現場状況から切断を行い撤去した場合

(新品でない場合)



- ・ L 1 又はL 2 がスクラップ長以上の場合は、賃料を計上する。  
[ (賃料+修理費及び損耗品費) ×対象質量]
- ・ L 1 又はL 2 がスクラップ長未満の場合は、不足分弁償金に係る市中価格を計上する。  
[ (不足分弁償金に係る市中価格 (中古) ×90%) ×対象質量]

b. 仮土留工法は次表を標準とする。

表 仮土留工法の概要

土留工法	工法の概要
鋼矢板土留工	あらかじめ鋼矢板を所定の位置に打込み土留を行うもので、地下水の影響軟弱地盤 <small>きりばり</small> が介在する地層で掘削深さ20m程度の土留工に適用する。切梁・腹起し材 <small>くわい</small> は、鋼製の支保工とする。
H鋼杭横矢板土留工	あらかじめH鋼の杭 <small>くわい</small> を所定の位置に打込み、掘削と同時に木製の横矢板を設置し土留を行うもので、地下水の少ない比較的良好な地盤で掘削深さ20m程度の土留工に適用する。切梁・腹起し材は鋼製の支保工とする。
軽量鋼矢板土留工 (建込み工法)	掘削と同時に軽量鋼矢板を建込み20cm程度打込みを行い土留を行うもので、地下水の影響がなく良好な地盤で、掘削深さ4m未満の土留工に適用する。切梁・腹起し材は軽量金属製の支保工を標準とする。
建込み式簡易土留工	掘削と同時にパネルと支保工が一体となった土留材（1組の長さ2～3m）により土留を行うもので、地下水のない良好な地盤で掘削深さ6m未満の土留工に適用する。

- 注) 1. 土留工法は、上表を参考に概略の工法を選定し、H鋼杭横矢板又は鋼矢板土留工の場合は、更に地質調査結果に基づき杭断面、根入長等に対する土留安定計算を行ってその構造を決定する。
2. 上表により難しい場合は、別途考慮する。

c. 鋼矢板又はH鋼杭<sup>くい</sup>の打込み，引抜き工法は，次のフロー図を参考に選定する。

図 打込み工法選定フロー

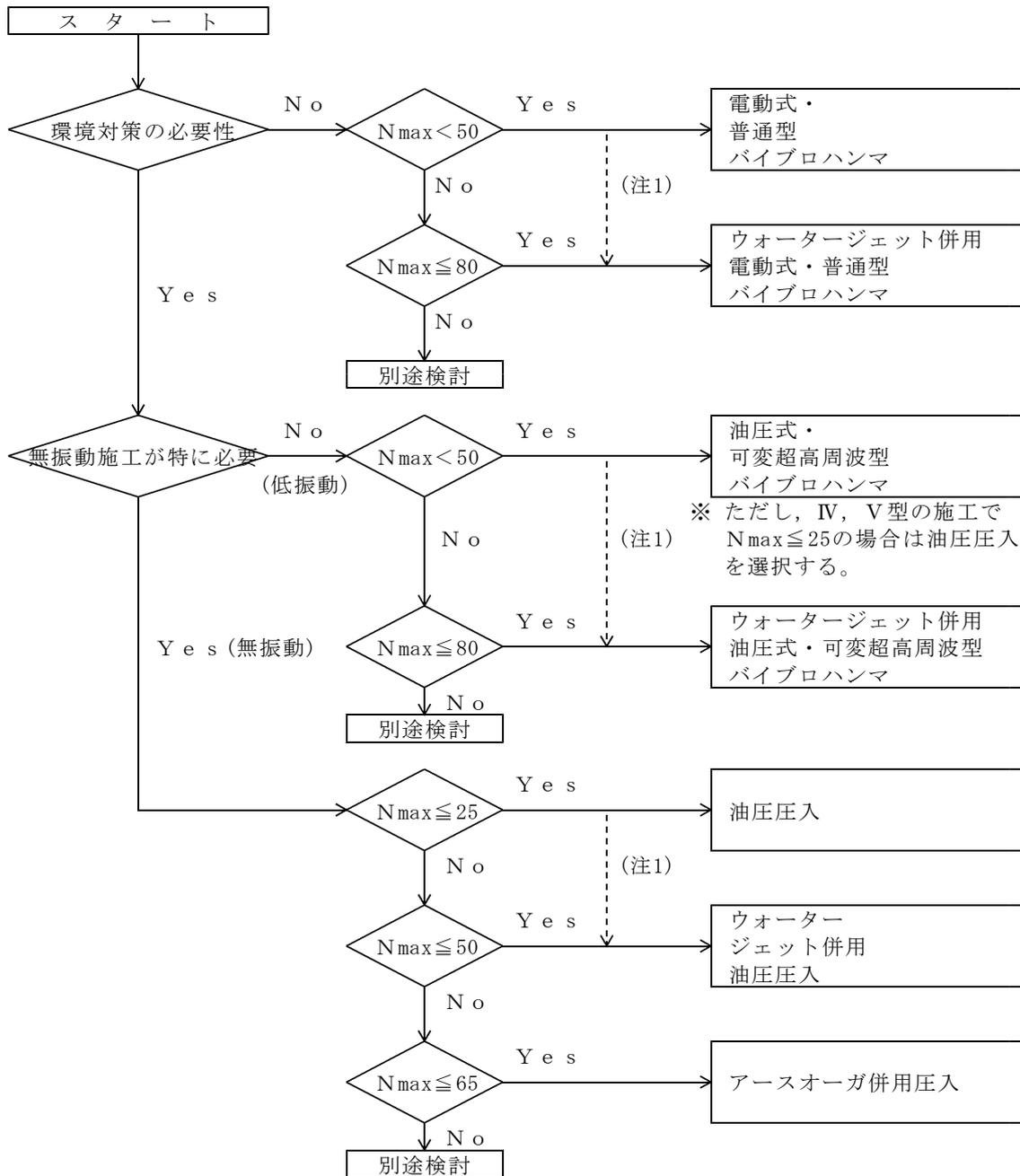
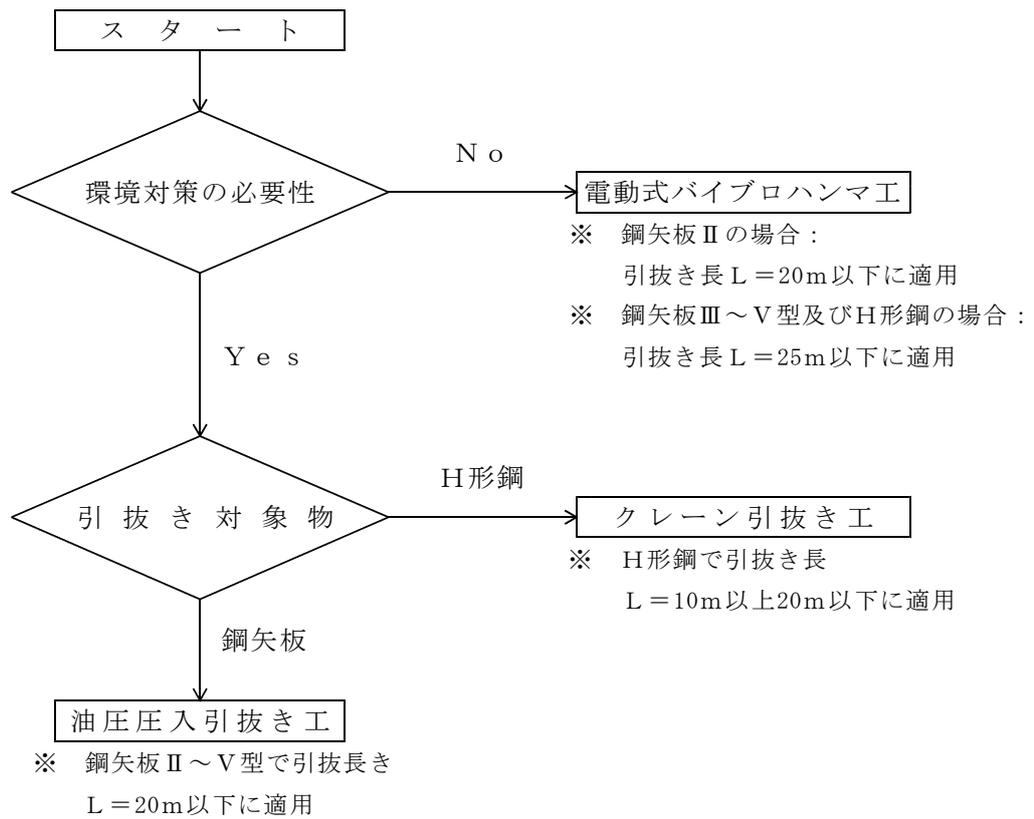


図 引抜き工法選定フロー



注) 1. 上表は，一般的な施工条件の下で経済性を考慮したフローである。

### 3章 土工・岩掘削工・地盤改良工

#### 3. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事にかかわる土工・岩掘削工・地盤改良工の積算に適用する。

#### 3. 2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項を十分理解の上、適切な数値、単価を用いて積算する。
- b. 適用工種、工法は現地の施工条件、施工規模を踏まえ施工性、経済性を考慮して採用する。
- c. 使用材料、使用機種は、市場性、汎用性を考慮して採用する。
- d. 土工・岩掘削工においては、発生量を極力抑制するように設計積算を行うこと。やむを得ず場外に搬出する場合は、適切に処理できるよう必要経費を計上すること。
- e. 処分費は、原則として複数の処理施設を選定して、運搬費を含めた経済性、施工性について総合的に比較検討して決定する。

### 3.3 土工・岩掘削工・地盤改良工の積算

#### 3.3.1 土工の積算

a. 土工事に係る細目単価区分と積算項目は次表による。

表 細目単価区分と積算項目

細目単価区分	積算項目	施工概要
切土－盛土	①掘削押土→敷きならし+締固め	ブルドーザによるオープンカット
	②掘削積込→運搬→敷きならし+締固め	バックホウによるオープンカット
	③掘削→積込→運搬→敷きならし+締固め	バックホウによる片切掘削
切土－流用土	①掘削積込→ <u>運搬</u> → <u>敷きならし</u>	バックホウによるオープンカット
	②掘削→積込→ <u>運搬</u> → <u>敷きならし</u>	バックホウによる片切掘削
流用土－盛土	<u>積込</u> → <u>運搬</u> →敷きならし+締固め	他工事又は仮置き土を使用
購入土－盛土	購入土 → 敷きならし+締固め	現場渡しの購入土使用
不用土処分	掘削積込（掘削→積込） → 運搬 → <u>処分費</u>	土砂処理施設へ運搬・処分
根切り （床掘り）	①根切り（床掘り）→ <u>運搬</u> → <u>敷きならし</u>	バックホウによる掘削（機械施工）
	②根切り（床掘りのみ）	人力による掘削
	③掘削→運搬→ <u>敷きならし</u>	土留工のある掘削
埋戻し	①掘削積込→ <u>運搬</u> →埋戻し	機械施工による埋戻し
	②埋戻し→ <u>締固め</u>	人力による埋戻し

- 注) 1. 内は、現場条件、施工条件により、必要に応じて計上する。  
 2. 現場の施工条件によって、上表に適合しない場合は別途考慮する。  
 3. 土工事の用語の定義は、2編数量3.2土工・岩掘削工・地盤改良工の細目別内訳書注)1.による。  
 4. 施工形態、適用機種を選定は、本編3.5積算標準による。

b. この章における土質区分は次表による。

表 土質区分

土 質 名	分類土質名
砂	砂
砂質土，普通土，砂質ローム	砂 質 土
レキ質土，砂利混じり土，レキ	レキ 質 土
粘土，粘性土，シルト質ローム，砂質粘性土，粘土質ローム，火山灰質粘性土，有機質土	粘 性 土
岩塊・玉石混じり土，破砕岩	岩塊・玉石
軟岩(I)，軟岩(II)	軟 岩
中硬岩，硬岩(I)	硬 岩

- c. 土量計算に用いる土量変化率は、次表の①を標準とする。ただし、細分化が難しい場合は表②によることができる。

表① 土量の変化率

分類名称		変化率(L)	変化率(C)
主要区分	記号		
レキ質土	レ キ (GW) (GP) (GPS) (G-M) (G-C)	1.20	0.95
	レ キ 質 土 (GM) (GC) (GO)	1.20	0.90
砂質土 及び砂	砂 (SW) (SP) (SPU) (S-M) (S-C) (S-V)	1.20	0.95
	砂質土(普通土) (SM) (SC) (SV)	1.20	0.90
粘性土	粘 性 土 (ML) (CL) (OL)	1.30	0.90
	高含水比粘性土 (MH) (CH)	1.25	0.90
岩塊・玉石		1.20	1.00
軟 岩 I		1.30	1.15
軟 岩 II		1.50	1.20
中 硬 岩		1.60	1.25
硬 岩 I		1.65	1.40

注) 1. 本表は体積(土量)より求めたL, Cである。

表② 土量の変化率

主 要 区 分	変化率(L)	変化率(C)	1/C	L/C
レキ質土	1.20	0.90	1.11	1.33
砂質土及び砂	1.20	0.90	1.11	1.33
粘 性 土	1.25	0.90	1.11	1.39

注) 1. 本表は体積(土量)より求めたL, Cである。

2. 1/Cは「締固め後の土量」を「地山の土量」に換算する場合に使用する。

3. L/Cは「締固め後の土量」を「ほぐした土量」に換算する場合に使用する。

- d. 掘削及び運搬土量は原則として「地山土量」で表示するものとし、埋戻し(敷きならし・締固め)土量は「締固め後土量」で表示する。

ただし、土工機械の運転1時間当たり土工量(地山土量)をほぐした土量又は締固め後土量の状態に換算する場合は、次表の土量換算係数fを乗じて算出する。

表 土量換算係数(f)

求める作業量 基準の作業量	地山の土量	ほぐした土量	締固めた土量
地山の土量	1	L	C

注) 1. 上表のL及びCは本編3.3.1土工の積算c.表①, 表②による。

- e. 土工の積算は機械施工を標準とする。ただし、機械による施工ができない箇所(管)の土工は「人力」によるものとする。なお、人力掘削には、掘り起こした土砂の3m程度までの仮置き又は積込を含むものとする。

### 3.3.2 岩掘削工の積算

a. 岩掘削に係る細目単価区分と積算項目は、次表による。

表 細目単価区分と積算項目

細目単価区分	積算項目	施工概要	備考
岩掘削－運搬	①岩掘削→押土	リッパ掘削+ブルドーザ押土	軟岩のオープンカット
	②岩掘削→積込→運搬	リッパ掘削+バックホウ積込	〃
	③岩掘削→押土	火薬併用リッパ掘削 +ブルドーザ押土	硬岩のオープンカット
	④岩掘削→積込→運搬	火薬併用リッパ掘削 +バックホウ積込	〃
	⑤岩掘削→積込→運搬	大型ブレーカ粉砕 +バックホウ積込	軟岩又は硬岩のオープンカット
	⑥岩掘削→積込→運搬	人力併用機械掘削 +バックホウ積込	軟岩又は硬岩の片切掘削
	⑦岩掘削→積込→運搬	火薬併用機械掘削 +バックホウ積込	硬岩の片切掘削
	⑧岩粉砕→掘削	人力による破砕・掘削	軟岩・硬岩掘削
岩掘削－盛土	岩掘削運搬 →敷きならし	粉砕した岩塊による盛土を行う場合に適用	上記区分に敷きならし締固めを計上
岩掘削処分工	岩掘削運搬→処分費	粉砕した岩塊を処分する場合に適用	上記区分に処分費を計上
転石破砕工	転石破砕→積込→運搬	大型ブレーカ又は火薬による粉砕+バックホウ掘削	転石の破砕

- 注) 1. 岩掘削－運搬の①～⑦は、破砕した岩塊を仮置場まで運搬する場合に適用する。  
したがって岩塊を盛土材として使用する場合、他の工事に流用する場合又は処分する場合は、その施工に必要な費用を適正に積算する。
2. 現場条件によって上表に適合しない場合は別途考慮する
3. 転石破砕工は、粒径が50cm以上に適用する。

b. 岩質の判定基準は次表を標準とする。

表 岩質の判定基準

岩分類		軟岩(I)		軟岩(II)		中硬岩		硬岩(I)		硬岩(II)	
岩種グループ		A	B	A	B	A	B	A	B	A	
変成岩 及び古堆積岩	主として古生代	片麻岩	●		◆		■		▲○		
		砂質片岩			●◆		◆■		■▲		○
		黒色片岩		■		▲		○			
		緑色片岩	●		●◆		■		▲○		
		千枚岩		●		◆		■		▲○	
		けい岩・角岩			●		◆		▲		▲○
		石灰岩	●		◆■		▲○				
		砂岩	●		◆		■		▲		○
		粘板岩		●◆		◆■		■▲		○	
		輝緑凝灰岩	●		◆	■	■	▲	▲		
堆積岩	中生代	粘板岩		●◆		◆■		■○			
		けつ岩		◆		■		▲○			
		砂岩	●		◆		■		▲○		
		れき岩	●		◆■		▲○				
	第三紀	けつ岩泥岩		■▲		○					
		砂岩	◆■		▲○						
		凝灰岩		●◆		■▲		○			
凝灰角れき岩		●◆		■▲		○					
火成岩	深成岩	花こう岩	●◆		◆■		■▲		○		
		セン緑岩	●		◆		■▲		○		
		ハンレイ岩			●◆		■▲		○		
		カンラン岩			●◆		■▲		○		
		蛇紋岩	●◆		■▲		○				
	火山岩	流紋岩	●		◆		■		▲○		
		ヒン岩			●◆		■		▲○		
		安山岩	●		◆		■		▲○		
		玄武岩	●		◆		■		▲○		
		集塊岩		◆■		▲○					

- 凡例
- ：割れ目に沿って風化変色が少なく、岩片内部は新鮮なもの
  - ：全体に変化が進み変色しているもの
  - ◆：割れ目に沿って幅広く風化しているが球状、レンズ状に未風化部を残すもの
  - ▲：割れ目が少なく風化変色がほとんどなく新鮮で硬いもの
  - ：岩石が特に硬く全く新鮮なもの

- 注) 1. Aグループは、花こう岩、安山岩、砂岩、けい岩のように、造岩物質、固結度ともに硬く、風化が進み亀裂が入って、弾性波速度が遅くても、岩片耐圧強度の高い岩種類
2. Bグループは、けつ岩、粘板岩、黒色片岩のように、造岩物質が軟らかく、風化が進むと泥化し新鮮なもので弾性波速度が速くても、岩片耐圧強度の低い岩種類

表 地山弾性波速度による岩分類【参考】

岩分類 岩種グループ	軟岩(I)		軟岩(II)		中硬岩		硬岩(I)		硬岩(II)
	A	B	A	B	A	B	A	B	A
地山弾性波速度 (km/sec)	0.7 }	1.0 }	1.2 }	1.8 }	1.9 }	2.8 }	2.9 }	4.1 }	4.2 }
	1.2	1.8	1.9	2.8	2.9	4.1	4.2	以上	以上

c. 岩分類に対する適用掘削工法は次表（○印）を標準とする。

表 適用掘削法の選定

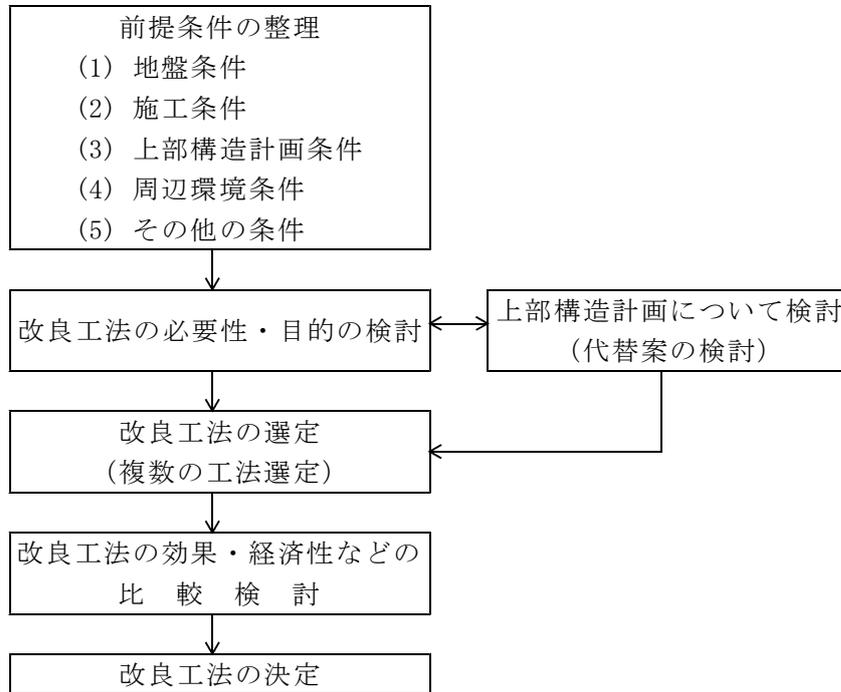
施工 形態	掘削工法	掘削工法説明	岩分類	
			軟岩	硬岩
オ ー プ ン カ ット	リ ッ パ 掘 削	リッパ掘削とは、リッパ装置付ブルドーザによる岩掘削と押土を行う工法である。なお、掘削補助として大型ブレーカを組み合わせる。	○	—
	火薬併用リッパ掘削 (クローラドリル)	火薬併用リッパ掘削(クローラドリル)とは、クローラドリルによる削孔及びふかし発破後、リッパ装置付ブルドーザによる掘削と押土を行う工法である。なお、掘削補助として大型ブレーカを組み合わせる。	—	○
	大型ブレーカ掘削	大型ブレーカ掘削とは、大型ブレーカにより掘削する工法である。	○	○
片 切	人力併用機械掘削	人力併用機械掘削とは、機械掘削(大型ブレーカ掘削)と人力掘削(コンクリートブレーカ掘削)の組合せにより掘削する工法である。	○	○
	火薬併用機械掘削	火薬併用機械掘削とは、機械掘削(大型ブレーカ掘削)と火薬掘削(クローラドリルによる削孔後、発破による掘削)の組合せにより掘削する工法である。	—	○

- 注) 1. 押土作業には、破砕片を運搬機械に積み込むまでの集積作業を含む。  
 2. 軟岩は、軟岩(I)と軟岩(II)を含み、硬岩は、中硬岩と硬岩(I)を含む。  
 3. 硬岩(II)の掘削は、施工実態を考慮し別途決定する。

### 3.3.3 地盤改良工の積算

- a. 地盤改良の積算に当たっては、その工法が地盤性状、施工条件、周辺に及ぼす影響などを考慮し、必要とする対策の目的（沈下対策、地盤安定対策及び地震時安定対策）に適合し、かつ経済的な工法であることを確認の上で積算する。

#### 地盤改良工法の検討フロー（参考）



- b. 地盤改良にかかわる細目単価と積算項目は次表による。

表 細目単価と積算項目

細目単価	積算項目	施工概要
表層混合処理工 (路床安定処理工)	安定処理工	トラッククレーンで固化材散布 → スタビライザ混合 → クレーダ敷きならし → タイヤローラ締固め → 養生(1層の混合深さ100cm以下)
置換工	不良土掘削運搬 処分費 良質土搬入 敷きならし締固め	バックホウによる不良土掘削処分 → 良質土搬入 → ブルドーザ敷きならし → タイヤローラ締固め

注) 1. 内は必要に応じて計上する。

- c. 地盤改良工法の選定に当たっては、上記以外の工法についても検討対象に含め、改良の目的に適合する工法を選定する。

### 3. 4 細目単価表

#### 3. 4. 1 切土－盛土

敷地造成、道路土工において現場内で土砂の切土、盛土を一連の作業で行う場合は、施工形態（オープンカット又は片切掘削）、適用機種に応じて次の単価表による。なお、構造物の根切り（床掘り）など作業土工には適用しない。

##### a. ブルドーザ掘削押土（オープンカット）

第3－1号 切土－盛土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削押土	排出ガス対策型 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】（又は土工(ICT)【掘削(ICT)】）参照
敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ○t級 タイヤロー○t	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路体（築堤）盛土】 （又は【路床盛土】、土工(ICT)【路体（築堤）盛土(ICT)】、土工(ICT)【路床盛土(ICT)】）参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1. 2 単価算出共通事項 j. 諸雑費(2) ㊦による。  
 2. ブルドーザによる土砂の掘削作業には60mの押土が含まれている。運搬距離が60mを超える場合はバックホウ掘削+ダンプトラック運搬を標準とする。  
 3. 道路土工に適用する場合、敷きならし+締固めは、必要に応じて路体と路床に分けて計上する。

##### b. バックホウ掘削+ダンプトラック運搬（オープンカット）

第3－2号 切土－盛土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：○○土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】（又は土工(ICT)【掘削(ICT)】）参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ○t級 タイヤロー 8～20t	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路体（築堤）盛土】 （又は【路床盛土】、土工(ICT)【路体（築堤）盛土(ICT)】、土工(ICT)【路床盛土(ICT)】）参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 敷きならし+締固めの対象土量は、全土量の50%とする。  
 3. 道路土工に適用する場合、敷きならし+締固めは、必要に応じて路体と路床に分けて計上する。

c. 人力併用バックホウ掘削+ダンプトラック運搬(片切掘削)

第3-3号 切土-盛土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土:〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削	排出ガス対策型 バックホウ0.8m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級 タイヤローラ 8~20t	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路体(築堤)盛土】 (又は【路床盛土】、土工(ICT)【路体(築堤)盛土(ICT)】、土工(ICT)【路床盛土(ICT)】)参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 敷きならし、締固めの対象土量は、全土量の50%とする。  
 3. 道路土工に適用する場合、敷きならし+締固めは、必要に応じて路体と路床に分けて計上する。

### 3.4.2 切土－流用土

敷地造成、道路土工等において現場内で切土した土砂を、他の工事現場へ流用あるいは後日他工事に流用するために仮置場へ搬出する場合は、施工形態に応じて次の単価表による。

なお、構造物の根切り（床掘り）など作業土工には適用しない。

#### a. オープンカット

第3－4号 切土－流用土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】（又は土工（ICT）【掘削（ICT）】）参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【整地】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 他の工事現場に流用する場合の運搬及び敷きならしは他の工事との協議内容に基づき、必要に応じて計上する。  
 3. 敷きならしは仮置場に運搬後、敷きならしを必要とする場合に計上する。  
 4. 敷きならしの対象土量は、全土量の50%とする。  
 5. 仮置場の造成、仮排水路、仮防護柵、防じん処理等は別途考慮する。

b. 片切掘削

第3-5号 切土-流用土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削	排出ガス対策型 バックホウ0.8m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT) 【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【整地】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 他の工事現場に流用する場合の運搬及び敷きならしは他の工事との協議内容に基づき、必要に応じて計上する。  
 3. 敷きならしは仮置場に運搬後、敷きならしを必要とする場合に計上する。  
 4. 敷きならしの対象土量は、全土量の50%とする。  
 5. 仮置場の造成、仮排水路、仮防護柵、防じん処理等は別途考慮する。

3.4.3 流用土-盛土

敷地造成、道路土工等において他の工事現場から発生した土砂を流用又は仮置場(土取り場)から土砂を採取して盛土を行う場合は、次の単価表による。

なお、構造物の埋戻しなど作業土工には適用しない。

第3-6号 流用土-盛土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級 タイヤローラ 8~20t	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路体(築堤)盛土】 (又は【路床盛土】、土工(ICT) 【路体(築堤)盛土(ICT)】、土工(ICT) 【路床盛土(ICT)】)参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 積込、運搬は、仮置場（土取り場）から土砂を採取する場合に計上するものとし、他の工事現場から流用する場合は、他の工事との協議内容に基づき必要に応じて計上する。
3. 敷きならし+締固めの対象土量は、全土量の50%とする。
4. 道路土工に適用する場合、敷きならし+締固めは、必要に応じて路体と路床に分けて計上する。

#### 3.4.4 購入土-盛土

敷地造成、道路土工等において土砂を購入して盛土を行う場合は、次の単価表による。なお、構造物の埋戻し、植栽基盤の盛土などの土工事には適用しない。

第3-7号 購入土-盛土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
購入土	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
敷きならし+締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級 タイヤロー 8~20t	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路体(築堤)盛土】 (又は【路床盛土】、土工(CT)【路体(築堤)盛土(CT)】、土工(CT)【路床盛土(CT)】)参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。
2. 購入土の数量(土量)は[100m<sup>3</sup>×土量変化率(L)]とし、単価は実勢単価(ほぐした土の単価)とする。
3. 敷きならし+締固めの対象土量は、全土量の50%とする。
4. 道路土工に適用する場合、敷きならし+締固めは、必要に応じて路体と路床に分けて計上する。

### 3.4.5 不用土処分

現場内で不要となった土を構外の処理施設に運搬処分する場合は、次の単価表による。

第3-8号 不用土処分		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
運搬	ダンプトラック 〇〇t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
処分費		100	m <sup>3</sup>			実勢単価
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 国交省基準 土工【掘削】には積込を含む場合と含まない場合があるので留意する。なお、積込を含まない場合は、掘削積込を掘削と積込(国交省基準 土工【積込(ルーズ)】参照)に分けて計上する。  
 3. 根切り(床掘り)に伴い現場内で不要となった土を構外の処理施設に運搬処分する場合は、掘削積込を根切り(床掘り)に置き換えるとともに、備考欄の国交省基準 土工【掘削】を国交省基準 作業土工(床掘工)【床掘り】に置き換える。  
 4. 処分費は、必要に応じて計上するものとし、単価は見積りによる。

### 3.4.6 根切り(床掘り)

擁壁、排水構造物及び付属施設等の根切り(床掘り)を行う場合は、次の単価表による。

#### a. 機械施工による場合

第3-9号 根切り(床掘り)		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
根切り(床掘り)	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 作業土工(床掘工)【床掘り】参照
運搬	ダンプトラック 〇t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【整地】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 敷きならしは仮置場に運搬後、敷きならしを必要とする場合に計上する。

3. 施工場所周辺に仮置きする場合は運搬、敷きならしは計上しない。
4. 床付面の整正は、必要に応じて別途考慮する。
5. 敷きならしの対象土量は、全土量の50%とする。
6. 根切り（床掘り）に伴い舗装版破砕積込が必要な場合は、別途考慮する。

b. 1箇所当たりの根切り（床掘り）施工土量のごく少量で人力による場合

第3-10号 根切り（床掘り）		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
根切り（床掘り）	人力	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 作業土工（床掘工） 【床掘り】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m <sup>3</sup> 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 掘削土砂を運搬する場合は、2tダンプトラックによるものとし、必要に応じて別途、人力積込、運搬を計上する。

### 3.4.7 埋戻し

擁壁、排水構造物及び付属施設等の埋戻しは、次の単価表による。

a. 機械施工による場合

第3-11号 埋戻し		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				最大埋戻幅：〇m
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
積 込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込（ルーズ）】参照
運 搬	ダンプトラック 〇t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
埋 戻 し		100	m <sup>3</sup>			国交省基準 作業土工（埋戻工） 【埋戻し】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m <sup>3</sup> 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 積込、運搬は仮置き土（土取り場）から土砂を採取する場合に計上するものとし、他の工事現場から流用する場合は、他の工事との協議内容に基づき必要に応じて計上する。  
 3. 施工場所周辺の仮置き土又は購入土で埋戻す場合は、積込、運搬は計上しない。な

お、購入土を使用する場合は数量 [100m<sup>3</sup>×土量変化率 (L)] に実勢単価 (ほぐした土の単価) を乗じた費用を別途計上する。

b. 1箇所当たりの埋戻し施工土量のごく少量で人力による場合

第3-12号 埋戻し		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
人力埋戻し	タンパ及びランマ 質量60~80kg	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 作業土工(埋戻工) 【埋戻し】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

3.4.8 岩掘削-運搬

土木工事において岩掘削及び岩破碎後、所定の仮置場まで押土又は積込み運搬する場合は、次の単価表による。

a. リッパ装置付ブルドーザ掘削+ブルドーザ押土(軟岩のオープンカット)

第3-13号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質: 軟岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
リッパ掘削押土	排出ガス対策型 リッパ装置付 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT) 【掘削(ICT)】)参照
押土	排出ガス対策型 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【押土(ルーズ)】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

2. 切り幅5m以上、延長20m以上の軟岩の掘削(掘削量500m<sup>3</sup>以上)及び平均運搬距離が90m以内の掘削押土を行う場合に適用する。なお、平均運搬距離が90mを超える範囲は、バックホウ積込+ダンプトラック運搬と施工性、経済性を比較検討し採用する。

3. リッパ装置付ブルドーザによる岩掘削作業には30mの押土集積が含まれているため、仮置場までの運搬距離が30m以下の場合、押土は計上しない。

4. 押土のブルドーザの規格は、施工数量にかかわらず、排出ガス対策型 湿地20t級を標準とする。

5. 軟岩をリッピングしたものは、リッピング後の状態に応じた土質を採用する。

b. リッパ装置付ブルドーザ掘削+バックホウ積込み+ダンプトラック運搬  
(軟岩のオープンカット)

第3-14号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価				岩質：軟岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
リッパ掘削押土	排出ガス対策型 リッパ装置付 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 切り幅5m以上、延長20m以上の軟岩の掘削(掘削量500m<sup>3</sup>以上)及び平均運搬距離が90mを超える範囲の積込運搬を行う場合に適用する。なお、平均運搬距離が90m以内はブルドーザ掘削押土と施工性、経済性を比較検討し、採用する。  
 3. 軟岩をリッピングしたものは、リッピング後の状態に応じた土質を採用する。

c. 火薬併用リッパ装置付ブルドーザ掘削+ブルドーザ押土  
(硬岩の火薬併用オープンカット)

第3-15号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質：硬岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
火薬併用 リッパ掘削	クロータール油圧式○kg級 排出ガス対策型 リッパ装置付 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
押土	排出ガス対策型 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【押土(ルーズ)】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 切り幅5m以上、延長20m以上の硬岩の掘削及び平均運搬距離が90m以内の掘削押土を行う場合に適用する。なお、平均運搬距離が90mを超える範囲はバックホウ積込+ダンプトラック運搬と施工性、経済性を比較検討し、採用する。  
 3. リッパ装置付ブルドーザによる岩掘削作業には30mの押土集積が含まれているため、運搬距離が30m以下の場合には押土は計上しない。

- d. 火薬併用リッパ装置付ブルドーザ掘削+バックホウ積込み+ダンプトラック運搬  
(硬岩の火薬併用オープンカット)

第3-16号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質：硬岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
火薬併用 リッパ掘削	クローナル油圧式○kg級 排出ガス対策型 リッパ装置付 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
2. 切り取り幅5m以上、延長20m以上の硬岩の掘削及び平均運搬距離が90mを超える範囲の積込運搬を行う場合に適用する。なお、運搬距離が90m以内はブルドーザ掘削押土と施工性、経済性を比較検討し、採用する。

- e. 大型ブレイカ掘削+バックホウ積込み+ダンプトラック運搬  
(軟岩又は硬岩のオープンカット)

第3-17号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質：軟岩又は硬岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
大型ブレイカ 掘削	排出ガス対策型 大型ブレイカ油圧式 ○kg級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
2. 切り取り幅5m以上、延長20m以上の軟岩の掘削(掘削量500m<sup>3</sup>以下)又は硬岩掘削に火薬の使用ができない場合に適用する。

f. 人力併用機械掘削+バックホウ積込み+ダンプトラック運搬  
(軟岩又は硬岩の片切掘削)

第3-18号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質：軟岩又は硬岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
片切掘削 人力併用機械掘削	排出ガス対策型 大型ブレーカ油圧式 ○kg級+人力	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
2. 切り取り幅5m未満、延長20m未満の軟岩の片切掘削又は火薬の使用ができない硬岩の片切掘削を行う場合に適用する。

g. 火薬併用機械掘削+バックホウ積込み+ダンプトラック運搬(硬岩の片切掘削)

第3-19号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質：硬岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
片切掘削 火薬併用機械掘削	クロータール油圧式○kg級 排出ガス対策型 大型ブレーカ油圧式 ○kg級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
2. 切り取り幅5m未満、延長20m未満の火薬を使用した硬岩の掘削を行う場合に適用する。

### 3.4.9 岩掘削-盛土

- a. 破碎岩を盛土材料として使用する場合は、本編3.4.8岩掘削-運搬のa.~g.の各細目別単価表に破碎岩の状態を考慮した敷きならし締固めを別途計上する。  
b. 敷きならし締固め機械はブルドーザを標準とし、規格は次表を標準とする。

表 ブルドーザの規格

対象土量	10,000m <sup>3</sup> 未満	普通15 t 級
対象土量	10,000m <sup>3</sup> 以上	普通21 t 級

### 3.4.10 岩掘削－処分

- a. 破碎岩を場外処分する場合は本編3.4.8岩掘削－運搬のa.～g.の各細目別単価表に、運搬処分費を別途計上する。なお、他の工事に流用する場合は、他の工事との協議内容に基づき積算する。
- b. 処分費は、見積りによる。

### 3.4.11 表層混合処理工

表層部の安定を図ることを目的に、表層部の軟弱な地盤に石灰又はセメントをスタビライザにより混合する場合は、次の単価表による。なお、スタビライザ以外の機械を使用した混合方法を採用する場合は、別途考慮する。

第3-20号 表層混合処理工 (路床安定処理工)		一式当たり単価表				固化材：○○ 混合厚：○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
安定処理		○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 安定処理工【安定処理】 参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。
2. 1層の混合深さは100cm以下とし、消石灰、セメント系は1回混合、生石灰は2回混合を標準とする。なお、土質条件等によりこれにより難しい場合は別途考慮する。
3. 養生中にシート掛け等の飛散防止対策が必要な場合は、これを考慮する。

### 3.4.12 置換工

表層部の安定を図ることを目的に、表層部の軟弱な地盤を良質土に置き換える場合は、次の単価表による。

第3-21号 置換工		一式当たり単価表				置換土質：〇〇土 置換厚：〇〇cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
不良土掘削積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	〇〇	m <sup>3</sup>			地山土量
不良土運搬	ダンプトラック 10t積	〇〇	m <sup>3</sup>			地山土量
不良土処分		〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
置換土積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	〇〇	m <sup>3</sup>			地山土量÷C
置換土運搬	ダンプトラック 10t積	〇〇	m <sup>3</sup>			地山土量÷C
置換土敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級 タイヤローラ 8~20t	〇〇	m <sup>3</sup>			地山土量÷C
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土砂、建設機械等の搬入搬出路が必要な場合は、別途考慮する。  
 3. 発生土を改良して再利用する場合は、処分費に変え必要な費用を計上する。  
 4. 置換土は良質な発生土(採取土)又は流用土を原則とする。なお、他の工事から流用する場合は、掘削、運搬の費用は他の工事との協議内容に基づき必要に応じて計上する。  
 5. 置換土の土量は、置き換え箇所の地山土量を該当する土質の土量変化率(C)で除した土量とする。  
 6. 発生土(採取土)又は流用土の入手が困難な場合は購入土とする。なお、購入土を使用する場合は、置換土積込及び置換土運搬は計上しない。  
 7. 購入土の土量は、[置き換え箇所の地山土量×土量変化率(L÷土量変化率(C))]  
 とし、単価は実勢単価(ほぐした土の単価)とする。  
 8. 不良土処分は見積りによる。

### 3.4.13 サンドドレーン工

軟弱な地盤の安定を図ることを目的に、軟弱地盤内に砂を柱状に構築する場合は、次の単価表による。

第3-22号 サンドドレーン工		一式当たり単価				打設本数：○本 打設長：○m
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
砂	○○砂	○○	m <sup>3</sup>			実勢単価
サンドドレーン工	径○○cm	○○	m			市場単価
諸 雑 費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 砂の使用量は、実数量〔砂杭断面面積×総打設長〕に割増しとして1.26を見込む。  
 なお、砂を砕石とする場合は、別途考慮する。  
 3. 打込み単価は市場単価とするが、採用に当たっては物価資料の記載事項に留意する。  
 4. 打込み機械の分解・組立て・運搬は別途運搬費に計上する。

### 3.4.14 サンドコンパクションパイル工

軟弱な地盤の安定を図ることを目的に、軟弱地盤内に、砂に振動を加えながら柱状に打込み構築する場合は、次の単価表による。

第3-23号 サンドコンパクションパイル工		一式当たり単価				打設本数：○本 打設長：○m
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
砂	○○砂	○○	m <sup>3</sup>			実勢単価
サンドコンパクションパイル工		○○	m <sup>2</sup>			市場単価
諸 雑 費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 砂の使用量は、実数量(砂杭断面面積×総打設長)に割増しとして1.41を見込む。  
 なお、砂を砕石とする場合は、別途考慮する。  
 3. 打込み単価は市場単価とするが、採用に当たっては物価資料の記載事項に留意する。  
 4. 打込み機械の分解・組立て・運搬は別途運搬費に計上する。



## 4章 基礎工

### 4.1 適用範囲

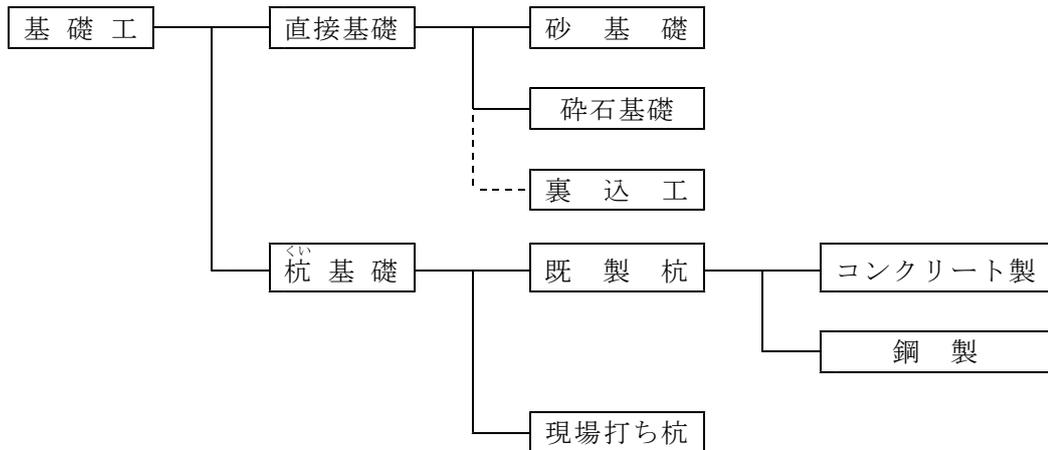
この章は、土木工事及びこれに類する工事に係る基礎工の積算に適用する。

### 4.2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上、適切な数値、単価を用いて積算する。
- b. 基礎形式は、現地の施工条件、地質条件等を踏まえ、施工性、経済性を考慮して選定する。
- c. 使用材料、使用機械は、市場性、汎用性のあるものを採用する。
- d. 河川、海上部で仮締切を行って基礎を構築する場合は、前提となる施工条件、地質条件を踏まえて検討する。

### 4.3 基礎工の積算

- a. 一般構造物の基礎工は下記形式に区分されるが、構造物の転倒、不等沈下にたいして十分安全性をもつものであることを確認の上で積算する。



- b. 基礎形式は、砂、碎石等による直接基礎と杭基礎に大別されるが、構造上の転倒、不同沈下に対して十分安全性をもつものであることを確認の上積算する。
- c. 杭基礎の施工法は現場の施工条件（作業スペース、周辺環境等）を踏まえ、かつ経済的な工法を選択し適切な積算を行う。

### 4.4 細目単価表

- a. 基礎工は、構造物と一体のものであるため基礎工単独の細目単価表は設けず、各構造物ごとの細目単価表に計上して積算する。



## 5章 コンクリート工

### 5. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事に係るコンクリート及び型枠、鉄筋工の積算に適用する。なお、車道、歩道、広場のコンクリート舗装、共同溝工、現場打ちコンクリート擁壁工には適用しない。

### 5. 2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上、適切な数値、単価を用いて積算する。
- b. 施工方法は、現地の施工条件、施工規模を踏まえ、施工性、経済性を考慮して選定する。
- c. 使用する材料、使用機械は、市場性、汎用性があり、使用目的に適合するものを採用する。

### 5. 3 コンクリート工及び型枠・鉄筋工の積算

#### 5.3.1 コンクリート工の積算

- a. コンクリート工は無筋・鉄筋・小型構造物及び打設工法別に積算する。
- b. レディミクストコンクリートの強度別の適用構造物は、次表を標準とする。

表 設計基準強度及びスランプ等

	設計基準強度 $\delta c k$ N/mm <sup>2</sup>	呼び 強度	スランプ (cm)	構造物の種類		セメント の 種 類
無筋 コン クリ ート	—	18	8	ならしコンクリート		高炉B
	18	18	8	通常 の 構 造 物	重力式擁壁等 管渠、側溝、基礎 コンクリート、胴込 めコンクリート、裏 込めコンクリート、 集水桝、広場、歩道、 駐輪場等	
鉄筋 コン クリ ート	24	24	8	通常 の 構 造 物	片持ち梁式擁壁、控 え壁式擁壁、暗渠、 共同溝、コンクリ ート法枠等	
				特に強度 を必要と するもの	スラブ橋等	普通ポル トランド
	曲げ 4.5	曲げ 4.5	2.5	コンクリ ート舗装	車道、駐車場等	高炉B

- 注) 1. コンクリート舗装用の設計基準強度は曲げ強度とする。  
2. 上表により難しい場合は、別途考慮する。

### 5.3.2 鉄筋工の積算

- a. 鉄筋工の積算は市場単価によるものとする。ただし、コンクリート舗装工の鉄筋工及びコンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工等は除く。
- b. 市場単価の構成は、次表のとおり。

表 鉄筋工の市場単価構成

工 種	市場単価		
	機械	労務	材料
鉄 筋 工	○	○	×

- 注) 1. 結束線，スペーサーの材料費は市場単価に含む。  
2. トラッククレーンを必要とする場合の，賃料及び回送費は含む。  
3. ガス圧接費及び機械継手費は含まない。

- c. 市場単価の採用に当たっては，物価資料の記載事項に留意する。
- d. 鉄筋は，電炉品を標準とする。
- e. 鉄筋は，物価資料による。

### 5.3.3 型枠工の積算

- a. 型枠工は，無筋・鉄筋・小型構造物及び打設工法別に積算する。

### 5.4 細目単価表

- a. コンクリート・鉄筋及び型枠工は，コンクリート構造物の本体材料及び仮設材であるため，単独の細目単価表は設けず，各構造物ごとの細目単価表に計上して積算する。

## 6章 車道舗装工

### 6.1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事に係る車道舗装及び道路付属施設の積算に適用する。

### 6.2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上適切な数値、単位を用いて積算する。
- b. 舗装の種類、舗装構成の選定は、地盤強度、気象条件、利用頻度等を考慮する。
- c. 凍上抑制層、遮断層の施工範囲、及び厚さは、路床付近の湧水の状況、冬期の気象条件等を十分考慮する。
- d. 路盤材料及び舗装材料には、再生資源の有効利用を図るものとする。

### 6.3 車道舗装工及び道路付属施設工の積算

#### 6.3.1 車道舗装工の積算

- a. 車道舗装は、舗装の種類別に積算する。
- b. 車道舗装の積算は、機械施工を標準とするが、狭い場所や小規模な場合は人力施工とする。
- c. 土工・地盤改良は、本編3章土工・岩掘削・地盤改良工に準じ別途積算する。

#### 6.3.2 道路付属施設工の積算

- a. 付属施設工は、種類別・構造寸法別に積算する。
- b. 道路に設置する区画及び路面表示は、市場単価によるものとする。なお、構内道路、駐車場の区画線、路面表示は「未供用区画」を適用する。
- c. 道路標識の新設・更新・撤去は、市場単価によるものとする。

## 6. 4 細目単価表

### 6. 4. 1 アスファルト舗装工

車道のアスファルト舗装は、次の単価表による。

第6-1号 アスファルト舗装工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
凍上抑制層	〇〇碎石(RC-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【下層路盤(車道・路肩部)】(又は路盤工(ICT)【下層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照
遮断層材料	〇〇砂	〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
遮断層敷きならし締固め	排出ガス対策型ブルドーザ〇t級	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路床盛土】参照
不陸整正	〇〇碎石(RC-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【不陸整正】(又は路盤工(ICT)【不陸整正(ICT)】)参照
下層路盤工(車道)	〇〇碎石(RC-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【下層路盤(車道・路肩部)】(又は路盤工(ICT)【下層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照
上層路盤工(車道)	〇〇碎石(RM-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【上層路盤(車道・路肩部)】(又は路盤工(ICT)【上層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照
〇層舗装工	〇粒度(〇〇)機械又は人力	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 アスファルト舗装工【基層(車道・路肩部)・中間層(〃)・表層(〃)】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 凍上抑制層は、必要に応じて計上する。なお、凍上抑制材料の割増しは1.27を標準とする。  
 4. 遮断層は、必要に応じて計上する。なお、遮断層の割増しは1.27を標準とする。  
 5. 不陸整正工は、路床又は路盤までを別途工事で行った場合で、かつ路床又は路盤面に凹凸、ゆるみが生じている場合等必要に応じて計上する。なお、不陸整正は機械によるものとし、不陸整正後の高さが計画高に足りない場合は、路盤材料と同等品を補足材(不足量×1.27)とした不陸整正を計上する。  
 6. 路盤材料ごとに下層、上層路盤工に分けて計上する。なお路盤が1層の場合は下層路盤工とする。また、瀝青安定処理路盤材による路盤工は、表層と同様に考慮する。

7. 舗装工は使用するアスファルト混合物ごとに計上する。なお、幅員にかかわらず機械施工が困難な場合は、平均幅員1.4m未満を適用する。

#### 6.4.2 コンクリート舗装工

車道のコンクリート舗装は、次の単価表による。なお、特殊コンクリートや特殊工法を採用する場合は、別途考慮する。

第6-2号 コンクリート舗装工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
下層路盤工(車道)	○○砕石(RC-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【下層路盤(車道・路肩)】(又は路盤工(ICT)【下層路盤(車道・路肩)】(ICT))参照
上層路盤工(車道)	○○砕石(RM-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【上層路盤(車道・路肩)】(又は路盤工(ICT)【上層路盤(車道・路肩)】(ICT))参照
舗設	曲げ ○○N/mm <sup>2</sup> 機械又は人力	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 コンクリート舗装工参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 凍上抑制層、遮断層、不陸整正が必要な場合は、本編6.4.1アスファルト舗装工に準じて別途計上する。  
 4. 路盤工の計上は、本編6.4.1アスファルト舗装工に準じる。  
 5. 鉄筋鉄網、補強鉄筋鉄網、縦目地、横目地は必要項目を計上するものとし全体施工数量を100m<sup>2</sup>当りに換算した数値を計上する。

### 6.4.3 排水性アスファルト舗装工

車道の排水性アスファルト舗装工は、次の単価表による。ただし、施工幅員は2.4m以上とする。

第6-3号		排水性 アスファルト舗装工				100m <sup>2</sup> 当たり単価表		路盤厚○○cm 舗装厚○○cm	
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考			
下層路盤工(車道)	○○砕石(RC-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【下層路盤(車道・路肩)】(又は路盤工(ICT)【下層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照			
上層路盤工(車道)	○○砕石(RM-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【上層路盤(車道・路肩)】(又は路盤工(ICT)【上層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照			
基層舗装工	○粒度(○○) 機械又は人力	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 アスファルト舗装工 【基層(車道・路肩部)】 参照			
表層舗装工	排水性(○○) 機械又は人力	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 排水性アスファルト 舗装工【排水性舗装・表層 (車道・路肩部)】参照			
諸雑費		一式							
計									
1 m <sup>2</sup> 当たり									

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 凍上抑制層、遮断層、不陸整正が必要な場合は、本編6.4.1アスファルト舗装工に準じて別途計上する。  
 4. 路盤工の計上は、本編6.4.1アスファルト舗装工に準じる。  
 5. 舗装工は、幅員にかかわらず機械施工が困難な場合、平均幅員1.4m未満を適用する。

### 6.4.4 縁石工

歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの据付けは、次の単価表による。

第6-4号		縁石工				100m当たり単価表		○○境界ブロック ○○型	
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考			
境界ブロック 据付工	○○境界ブロック ○○型	100	m			国交省基準 路側工(据付け) 【歩車道境界ブロック】又は 【地先境界ブロック】参照			
諸雑費		一式							
計									
1 m 当たり									

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編 1.2 単価算出共通事項 j. 諸雑費 (2) ρ) による。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 1 個のブロック長は、ブロック長 + 平均目地 6 mm 程度とする。

#### 6.4.5 アスカーブ設置工

アスファルトカーバによるアスカーブ設置は、次の単価表による。

第 6-5 号 アスカーブ設置工		100m 当たり単価表				
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
アスカーブ設置	細粒度 (〇〇)	100	m			国交省基準 アスファルト舗装工 【アスカーブ】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編 1.2 単価算出共通事項 j. 諸雑費 (2) ρ) による。

#### 6.4.6 防護柵<sup>さく</sup>設置工

防護柵は、車両を対象とする車両用防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）と歩行者自転車等を対象とする転落防止柵に区別する。

- a. ガードレールの新設，更新，撤去は，市場単価による。なお，採用に当たっては，物価資料の記載事項に留意する。

第 6-6-1 号		ガードレール設置工				ガードレール Gr-〇〇-〇
		100m 当たり単価表				
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
ガードレール	Gr-〇〇-〇	100	m			実勢単価
ガードレール 設 置 工		100	m			市場単価
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編 1.2 単価算出共通事項 j. 諸雑費 (2) ρ) による。  
 2. 支柱建込み箇所が岩盤・舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は、別途計上する。

- b. ガードパイプの新設，更新，撤去は，市場単価による。なお，採用に当たっては，物価資料の記載事項に留意する。

第6-6-2号 ガードパイプ設置工 100m当たり単価表						ガードパイプ G p - ○ ○ - ○
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
ガードパイプ	G p - ○ ○ - ○	100	m			実勢単価
ガードパイプ 設 置 工		100	m			市場単価
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 支柱建込み箇所が岩盤・舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は，別途計上する。

- c. 歩道の横断・転落防止柵（S P種を除く）の新設，更新，撤去は，市場単価による。なお，採用に当たっては，物価資料の記載事項に留意する。

第6-6-3号 防護柵設置工 100m当たり単価表						横断・転落防止柵 P種（土中建込み用）
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
○ ○ 防 護 柵	P種（ビーム型 又はパネル式）	100	m			実勢単価
横断・転落防止 柵 設 置 工	○○	100	m			市場単価
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 根巻きコンクリート設置は，必要に応じて別途計上する。

3. 支柱建込み箇所が岩盤・舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は，別途計上する。

#### 6.4.7 区画線設置工

道路及び駐車場等に設置する区画線，路面標示は，次の単価による。

第6-7号 区画線設置工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
区画線工	○○線，○色 ○○cm， ○○区間	○○	m			市場単価
〃	矢印，記号， ○色 15cm換算	〃	〃			〃
〃	矢印，○色 15cm換算	〃	〃			〃
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2) ㍑による。  
 2. 区画線工は市場単価とし，採用に当たっては物価資料の記載事項に留意する。  
 3. 区画線等を消去する場合は，市場単価により別途計上する。

#### 6.4.8 道路標識設置工

道路等に標識を設置する場合は，次の単価による。

第6-8号 道路標識設置工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
標識柱・基礎設置	○○式，○○品 φ○○	○○	基			市場単価
標識板設置工	○○型	○○	m <sup>2</sup>			〃
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2) ㍑による。  
 2. 道路標識設置工は市場単価とし，採用に当たっては物価資料の記載事項に留意する。  
 3. 標識板設置工で，既製品を使用する場合は，材料費を計上する。

#### 6.4.9 L形側溝工

コンクリート製品のL形，皿形，V形側溝を設置する場合は，次の単価表による。

第6-9号		○形側溝工				100m当たり単価表		○○形○○×○○	
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考			
ならし基礎 コンクリート型枠		○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照			
無筋構造物 コンクリート打設	ならしコンクリート コンクリートポンプ車 又は人力	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照			
○形側溝据付け	○○型 ○○×○○	100	m			国交省基準 排水構造物工【プレキャ ストL形側溝】参照			
諸 雑 費		一式							
計									
1 m 当 たり									

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 土工事は，別途計上する。  
 3. 1個のブロック長は，ブロック長+平均目地6mm程度とする。

## 7章 広場・歩道舗装工

### 7.1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事に係る広場・歩道舗装及び広場附属施設の積算に適用する。

### 7.2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上、適切な数量及び単価を用いて積算する。
- b. 舗装の種類等の選定は、周辺施設と調和したもので、かつ施工性、経済性を考慮する。
- c. 特殊な表層材を使用する場合は、耐久性、経済性を確認の上、採用する。
- d. 路盤材料、舗装材料には、再生資源の有効利用を図るものとする。

### 7.3 広場・歩道舗装工及び広場附属施設工の積算

#### 7.3.1 広場・歩道舗装工の積算

- a. 広場・歩道舗装は舗装の種類別に積算する。
- b. 土工・地盤改良は本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じ別途積算する。

#### 7.3.2 広場附属施設工の積算

- a. 附属施設は、構造物の種類別、寸法別に積算する。
- b. 本積算要領に定めのない修景的な石積み、景石を設置等の積算は見積りによる。

## 7.4 細目単価表

### 7.4.1 アスファルト舗装工

広場・歩道のアスファルト舗装は、次の単価表による。

第7-1号 アスファルト舗装工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
路盤工（歩道）	○○砕石（RC-○）	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工 【下層路盤（歩道部）】参照
舗装工	○粒度（○○） 機械又は人力	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 アスファルト舗装工 【基層（歩道部）・中間層 （〃）・表層（〃）】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 土工事は、別途計上する。

3. 舗装工は使用するアスファルト化合物ごとに計上する。なお、幅員にかかわらず機械施工が困難な場合は、平均幅員1.4m未満を適用する。

### 7.4.2 コンクリート舗装工

広場・歩道のコンクリート舗装は、次の単価表による。なお、特殊コンクリートや特殊工法を採用する場合は、別途考慮する。

第7-2号 コンクリート舗装工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
路盤工（歩道）	○○砕石（RC-○）	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工 【下層路盤（歩道部）】参照
舗設	曲げ ○○N/mm <sup>2</sup> 機械又は人力	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 コンクリート舗装工参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 土工事は、別途計上する。

3. 溶接金網は、必要に応じて計上する。

4. 目地材は、本編6.4.2コンクリート舗装工注)4.に準じる。

### 7.4.3 透水性アスファルト舗装工

広場・歩道の透水性アスファルト舗装工は、次の単価表による。ただし、施工幅員は2.4m以上で機械施工が可能な場合に適用する。

第7-3号 透水性 アスファルト舗装工		100m <sup>2</sup> 当たり単価表				路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
フィルター層	○○砂 厚○cm 機械施工	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 透水性アスファルト舗装工 【フィルター層】参照
路盤工（歩道）	○○砕石（RC-○）	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工 【下層路盤（歩道部）】参照
舗装工	透水性（○○） 機械施工	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 透水性アスファルト舗装工 【透水性アスファルト舗装】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は、別途計上する。

### 7.4.4 インターロッキングブロック舗装工

広場・歩道のインターロッキングブロック舗装は、次の単価表による。

第7-4号 インターロッキング ブロック舗装工		100m <sup>2</sup> 当たり単価表				路盤厚○○cm ブロック厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
路盤工（歩道）	○○砕石（RC-○）	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工 【下層路盤（歩道部）】参照
敷材料	砂又は再生砂	○○	m <sup>3</sup>			100×厚さ×割増し 実勢単価
設置	○○配置, ○	100	m <sup>2</sup>			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は、別途計上する。  
3. 敷材料は砂又は再生砂を使用するものとし、割増しは1.29を標準とする。  
4. ブロック設置の市場単価の採用に当たっては、物価資料の記載事項に留意する。  
なお、市場単価にはブロック材料のロス分として2%が含まれている。

#### 7.4.5 コンクリート平板舗装工

コンクリート平板舗装及び視覚障害者誘導用ブロック（コンクリート製品）舗装は、次の単価表による。

第7-5号		コンクリート 平板舗装工				100m <sup>2</sup> 当たり単価表		路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考		
路盤工（歩道）	○○砕石（RC-○）	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工 【下層路盤（歩道部）】参照		
特殊ブロック 設置工	○○ブロック ○×○	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 特殊ブロック設置工 【特殊ブロック舗装】参照		
諸 雑 費		一式						
計								
1 m <sup>2</sup> 当 たり								

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は、別途計上する。

#### 7.4.6 工作物設置工

金属製，コンクリート製及び木製の特殊な工作物の積算は，材工共の見積り等による。なお，見積書に諸経費，下請経費等が計上されている場合は，これを削除して採用する。

#### 7.4.7 ネットフェンス工

ネットフェンス工の積算は，材工共の見積り等による。なお，見積書に諸経費，下請経費等が計上されている場合は，これを削除するとともに物価資料等の単価と比較検討の上採用する。

## 8章 排水工

### 8. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事の排水施設の積算に適用する。

### 8. 2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲・注意事項等を十分理解の上、適切な数量及び単価を用いて積算する。
- b. 排水構造物は、地盤強度、埋設位置、計画排水量等の前提条件を踏まえ、施工性、経済性を考慮して選定する。
- c. 埋戻し土は、特別な理由がない限り発生土を利用する。

### 8. 3 排水工の積算

- a. 排水工は、構造物の種類別、寸法別に積算する。
- b. 土工は、本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じ、別途積算する。
- c. 仮設工が、必要な場合は、本編2章仮設工に準じ、別途積算する。
- d. 基礎工、コンクリートは、本編4章基礎工及び5章コンクリート工に準じ積算する。

## 8. 4 細目単価表

### 8. 4. 1 プレキャストU形側溝工

コンクリート製品のU形側溝（ブロック1個当たりの長さが0.6m又は2.0m）を設置する場合は、次の単価表による。

第8-1号 プレキャスト U形側溝工		10m当たり単価表				U-〇〇形
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎材料	〇〇砕石(RC-〇)	〇〇	m <sup>3</sup>			10m×断面積×割増し 実勢単価
ならし基礎 コンクリート型枠		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
無筋構造物 コンクリート打設	ならしコンクリート コンクリートポンプ車 又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
プレキャスト U型側溝	U-〇〇形	〇〇	個			10m÷〇〇m/個 実勢単価
U型側溝 (据付け)	〇〇kg/個以下	10	m			市場単価
側溝蓋	〇〇製	〇〇	枚			10m÷〇〇m/枚 実勢単価
蓋版 (据付け)	〇〇kg/枚以下	〇〇	枚			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1m当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 基礎材料の割増しは1.20を標準とする。  
 4. 基礎コンクリートは、自動車等が側溝上を通過する場合又は基盤が軟弱な場合など必要に応じて計上する。  
 5. U形側溝1個のブロック長には、目地幅6mm程度見込む。  
 6. 側溝蓋は必要に応じて計上するものとし、1枚の長さには目地幅は考慮しない。

#### 8.4.2 現場打ちU形側溝工

現場打ちコンクリートによるU形側溝工を設置する場合は、次の単価表による。

第8-2号 現場打ちU形側溝工		10m当たり単価表				U-〇〇形
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
現場打ち U型側溝		10	m			国交省基準 排水構造物工（現場打ち 水路）【現場打ち水路（本 体）】参照
側溝蓋	〇〇製	〇〇	枚			10m÷〇〇m/枚 実勢単価
蓋版 （据付け）	〇〇kg/枚以下	〇〇	枚			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1m当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j:諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 側溝蓋は必要に応じて計上するものとする。  
 4. 現場打ちU形側溝工は、地形、地質条件等からプレキャスト製品が使用できない場合に適用する。

### 8.4.3 管(函)渠側溝工

管(函)渠側溝とは、一般のヒューム管やボックスカルバートのように全体埋設されるものでなく、車道部、歩道部等の側溝を兼ねた排水構造物（円形又は箱形のコンクリート製側溝等）をいう。

管(函)渠側溝工（1個当たりの長さが2.0m）は、次の単価表による。

第8-3号 円形側溝工又は箱形側溝工		10m当たり単価表				〇〇形
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ならし基礎 コンクリート型枠		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
無筋構造物 コンクリート打設	ならしコンクリート コンクリートポンプ車 又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
管(函)渠型側溝 据付	〇〇側溝	10	m			国交省基準 排水構造物工 【管(函)渠型側溝】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

2. 土工事は、別途計上する。

3. 基礎コンクリートは、自動車等が側溝上を通過する場合又は基盤が軟弱な場合など必要に応じて計上する。

### 8.4.4 自由勾配側溝工

コンクリート製の自由勾配側溝（1個当たりの長さが2.0m）を設置する場合は、次の単価表による。

第8-4号 自由勾配側溝工		10m当たり単価表				〇〇形
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎材料	〇〇碎石(RC-〇)	〇〇	m <sup>3</sup>			10m×断面積×割増し 実勢単価
レディミクスト コンクリート	基礎用 σck=〇〇N	〇〇	m <sup>3</sup>			10m×断面積×割増し 実勢単価
自由勾配側溝	〇〇形	5	個			10m÷2.0m/個 実勢単価
自由勾配側溝 (据付け)	〇〇kg/個以下	10	m			市場単価
レディミクスト コンクリート	底部用 σck=〇〇N	〇〇	m <sup>3</sup>			10m×断面積×割増し 実勢単価
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 基礎材料、コンクリートの割増しは、次表を標準とする。

基礎材料	1.20
基礎コンクリート	1.04
底部コンクリート	

4. 側溝蓋を設置する場合は、別途計上する。

#### 8.4.5 <sup>かんきよ</sup>管渠工

- a. 管渠工（ヒューム管（遠心力鉄筋コンクリート管）、コンクリート基礎）  
 ヒューム管による排水管渠（コンクリート基礎）を設置する場合は、次の単価表による。

第8-5号 管渠工						ヒューム管 ○○度固定
10m当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ヒューム管 (B形管)	○種, 径○○	10	m			国交省基準 排水構造物工【ヒューム 管(B形管)】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 土留支保工が必要な場合は、別途計上する。

- b. <sup>かんきよ</sup>管渠工（ヒューム管（遠心力鉄筋コンクリート管），砂基礎）  
ヒューム管による排水管渠（砂基礎）を設置する場合は，次の単価表による。

第8-6号 管渠工		10m当たり単価表				ヒューム管，砂基礎
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎材料	砂又は再生砂	〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
砂基礎工	機械又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			市場単価
ヒューム管 (B形管)	〇種，径〇〇	10	m			国交省基準 排水構造物工【ヒューム 管(B形管)】参照
諸雑費		一式				
計						
1m当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は，別途計上する。  
3. 砂基礎材料の割増しは，1.20を標準とする。  
4. はしご胴木基礎を併用する場合は，上表に別途計上する。  
5. 土留支保工が必要な場合は，別途計上する。

- c. 管渠工（塩化ビニル管，砂基礎）  
塩化ビニル管による雨水排水管渠（砂基礎）を設置する場合は，次の単価表による。

第8-7号 管渠工		10m当たり単価表				塩化ビニル管 砂基礎
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎材料	砂又は再生砂	〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
砂基礎工	機械又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			市場単価
硬質塩化ビニル管 設置工	円形又は卵形 径〇〇	10	m			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1m当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は，別途計上する。  
3. 砂基礎材料の割増しは，1.20を標準とする。  
4. 砂基礎以外の工法を採用する場合は，別途考慮する。  
5. はしご胴木基礎を併用する場合は，上表に別途計上する。  
6. 土留支保工が必要な場合は，別途計上する。

#### 8.4.6 <sup>あんきよ</sup>透水暗渠工

穴あき直管、波状管及び網状管等の透水管を設置する場合は、次の単価表による。

第8-8号 透水暗渠工		10m当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
フィルター材敷	〇〇碎石 (RC-〇) 又は単粒度碎石	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 排水構造物工 【フィルター材】参照
暗渠排水管敷	〇〇管, 径〇〇	10	m			国交省基準 排水構造物工 【暗渠排水管】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は、別途計上する。

#### 8.4.7 <sup>ます</sup>プレキャスト集水枡工

コンクリート製品の集水枡（街渠枡）を設置する場合は、次の単価表による。

第8-9号 プレキャスト集水枡工		10箇所当たり単価表				〇〇形
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ならし基礎 コンクリート型枠		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
無筋構造物 コンクリート打設	ならしコンクリート コンクリートポンプ車 又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
プレキャスト集水枡	〇〇形 〇×〇	10	基			実勢単価
集水枡蓋		10	枚			実勢単価
集水枡据付け		10	基			国交省基準 排水構造物工 【プレキャスト集水枡】参照
枡接続工		〇〇	箇所			下水道基準 ます設置及び取付管工参照
諸雑費		一式				
計						
1 箇所 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は、別途計上する。  
3. 基礎コンクリートは自動車等が枡上を通過する場合又は基盤が軟弱な場合など必要に応じて計上する。

4. 柵接続工は、コンクリート製柵に塩化ビニル管、コンクリート管、陶管を接続する場合に適用し、柵ごとの管取付け箇所数を計上する。

#### 8.4.8 現場打ち集水柵工<sup>ます</sup>

現場打ちコンクリートによる集水柵（街渠柵<sup>がいきよ</sup>）を設置する場合は、次の単価表による。

第8-10号 現場打ち集水柵工 10箇所当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
現場打ち集水柵		10	箇所			国交省基準 排水構造物工 (現場打ち集水柵・街渠柵) 【現場打ち集水柵・街渠柵 (本体)】参照
集水柵蓋	〇〇製	10	枚			実勢単価
蓋版 (据付け)	〇〇kg以下	10	枚			市場単価
柵接続工		〇〇	箇所			下水道基準 ます設置及び取付管工参照
諸雑費		一式				
計						
1箇所当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 集水柵蓋は、受け柵を含む。  
 4. 現場打ち集水柵は、地形、地質条件等からプレキャスト製品が使用できない場合に適用する。  
 5. 柵接続工は、本編8.4.7プレキャスト集水柵工の注)4.に準じる。

#### 8.4.9 プレキャストマンホール工（組立マンホール工）

コンクリート製品の組立マンホールを設置する場合は、次の単価表による。

第8-11号 プレキャストマンホール工		1 箇所当たり単価表				○号人孔
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎材料	○○砕石 (RC-○)	○○	m <sup>3</sup>			1 箇所当たり設計量×割増し 実勢単価
マンホール用 ブロック	○○	○○	個			実勢単価
マンホール蓋	受枠共	1	個			実勢単価
組立マンホール 設置工	○号, ○m	1	箇所			市場単価
削孔工		○○	箇所			実勢単価
底部工 (組立式)	インバート用	○○	箇所			下水道基準 マンホール設置工参照
桝接続工		○○	箇所			下水道基準 ます設置及び取付管工参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編 1.2 単価算出共通事項 j. 諸雑費(2) ロ)による。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 基礎材料の割増しは1.20を標準とする。  
 4. マンホール用ブロックは、形状・寸法ごとに計上する。  
 5. 削孔工は、必要に応じて計上する。なお、マンホールの流出口については製品価格に組み込まれている。  
 6. インバート付底塊を使用する場合は、底部工(組立式)は計上しない。  
 7. 桝接続工は、本編 8.4.7 プレキャスト集水桝工の注)4. に準じる。

#### 8.4.10 現場打ちマンホール工

下部を現場打ちコンクリートとするマンホールを設置する場合は、次の単価表による。

第8-12号 現場打ちマンホール工		1箇所当たり単価表				〇〇号人孔
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎砕石工	〇〇砕石(RC-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 基礎・裏込砕石工 【基礎砕石】参照
ならし基礎 コンクリート型枠		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
無筋構造物 コンクリート打設	ならしコンクリート コンクリートポンプ車 又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
鉄筋	D〇〇	〇〇	kg			1箇所当たり設計量×割増し 実勢単価
鉄筋工		〇〇	kg			市場単価
型枠	下部用	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
小型構造物 コンクリート打設	下部用 クレーン車又人力	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
マンホール用 ブロック	〇〇	〇〇	個			実勢単価
マンホール蓋	受枠共	1	個			実勢単価
ブロック据付け工 (斜壁,直壁,スラブ)	〇〇	〇〇	個			下水道基準 マンホール設置工参照
蓋据付け工		1	箇所			〃
足掛け金物		〇〇	個			実勢単価
底部工 (標準マンホール)	インバート用	〇〇	箇所			下水道基準 マンホール設置工参照
ます 桝接続工		〇〇	箇所			下水道基準 ます設置及び取付管工参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 鉄筋及び鉄筋工は、必要に応じて計上するものとし、鉄筋の割増しは1.03を標準とする。  
 4. 底部工(標準マンホール)は必要に応じて計上する。  
 5. 足掛け金物は、必要に応じて計上する。  
 6. 桝接続工は、本編8.4.7プレキャスト集水桝工の注)4.に準じる。  
 7. マンホール用ブロックは、部位(斜壁,直壁,調整スラブ),寸法ごとに必要数量を計上する。  
 8. ブロック据付け工には、据付けモルタル(配合比1:2)の費用を含む。

#### 8.4.11 マンホール副管取付け工

上下流の管底高さが60cm以上の段差があるためマンホールに外副管を取り付ける場合は、次の単価表による。

第8-13号 マンホール副管取付け工		1箇所当たり単価表				φ○○mm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎砕石工	○○砕石 (RC-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 基礎・裏込砕石工 【基礎砕石】参照
ならし基礎 コンクリート型枠		○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
小型構造物 コンクリート打設	基礎用 クレーン車又は人力	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
下水道用塩ビ継手 (副管用)	直管 径○○	1	本			実勢単価
下水道用塩ビ継手 (副管用)	90度曲管 径○○	1	本			実勢単価
副管用支管	径○○	1	本			実勢単価
接着受口カラー	径○○	1	本			実勢単価
マンホール接続用 砂付き単管	径○○	1	本			実勢単価
副管設置工	段差○m以下	1	箇所			下水道基準 マンホール設置工参照
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

2. 塩ビ管以外の管を使用する場合は、別途考慮する。



## 9章 共同溝工

### 9.1 適用範囲

この章は土木工事及びこれに類する工事の共同溝工一般部及び換気口、排水ピット等の特殊部の積算に適用する。

### 9.2 留意事項

- a. 共同溝（ボックスカルバート）の内空断面は、将来計画を踏まえた収容スペース及び収容設備の維持点検に必要なスペース等を考慮する。
- b. 積算に当たっては、歩掛りの適用範囲、注意事項を十分理解し、適正な数量及び単価を用いて行う。
- c. 埋戻し土は、特別な理由がない限り発生土を利用する。
- d. 共同溝の末端処理（仮壁）は、仮壁の存置期間、地下湧水の有無等を考慮し、適切な材料、工法を採用する。

### 9.3 共同溝工の積算

- a. 共同溝は、構造物の種類別、形状、寸法別に積算する。
- b. 共同溝の分類は下記による。

#### 9.3.1 現場打ちボックスカルバート工1（標準部）

- a. 適用範囲は、土留覆工方式及び土留解放方式による掘削深さ16mまでの標準部の現場打ちボックスカルバート工に適用する。  
ただし、内防水施工による標準部、特殊部・換気口部及び電線共同溝等の歩道に設置する簡易なものには適用しない。  
なお、適用は同一断面1層2連までとする。

#### 9.3.2 現場打ちボックスカルバート工2（特殊部）

- a. 適用範囲は、現場打ちボックスカルバート工1の適用範囲を外れた土留覆工方式及び土留解放方式による掘削深さ16mまでの現場打ちボックスカルバート工に適用する。  
ただし、電線共同溝等の歩道に設置する簡易なものには適用しない。

#### 9.3.3 プレキャストボックスカルバート工

- a. 適用範囲は、コンクリート製品のボックスカルバートに適用する。

9.4 細目単価表

9.4.1 現場打ちボックスカルバート工1（標準部）

現場打ちによる共同溝の設置は、次の単価表による。なお、単価表は形状・寸法ごとに作成する。

第9-1号 現場打ち ボックスカルバート工1 10m当たり単価表 ○○×○○×○○						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
防水工		○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 共同溝工参照
防水層保護工		○○	m <sup>2</sup>			〃
共同溝工	○×○	○○	m <sup>3</sup>			〃
鉄筋	D○○	○○	t			実勢単価
鉄筋工		○○	t			市場単価
諸雑費		1	式			
計						
1 m 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 仮設工は、本編2章仮設工により、必要に応じて計上する。  
 3. 土工事は、別途計上する。  
 4. 基礎砕石工（基礎砕石）、コンクリート工（ならしコンクリート・歩床部コンクリート）、伸縮継手設置（目地・止水板）は、必要に応じて計上する。  
 5. 鉄筋の割増しは、1.03を標準とする。  
 6. 鉄筋の加工・組立ては市場単価とし、単価の採用は物価資料による。  
 7. 施工上、鉄筋のガス圧接が必要な場合は、別途考慮する。

### 9.4.2 現場打ちボックスカルバート工2（特殊部）

現場打ちによる共同溝（現場打ちボックスカルバート工1以外）の設置は、次の単価表による。なお、単価表は形状・寸法ごとに作成する。

第9-2号 現場打ち ボックスカルバート工2 10m当たり単価表 ○○×○○×○○						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
止水板設置	ゴム系、幅○cm	○○	m			国交省基準 共同溝工参照
目地材設置	エラストイト	○○	m <sup>2</sup>			〃
防水工		○○	m <sup>2</sup>			〃
防水層保護工		○○	m <sup>2</sup>			〃
基礎砕石工	○○砕石(RC-○)	○○	m <sup>2</sup>			〃
枠組足場	手すり先行型	○○	掛m <sup>2</sup>			〃
支保工	パイプサポ-ト支保 くさび結合支保	○○	空m <sup>3</sup>			〃
一般型枠	躯体部	○○	m <sup>2</sup>			〃
ならし基礎 コンクリート型枠		○○	m <sup>2</sup>			〃
撤去しない 埋設型枠		○○	m <sup>2</sup>			〃
歩床部型枠		○○	m			〃
鉄筋	D○○	○○	t			実勢単価
鉄筋工		○○	t			市場単価
コンクリートポンプ車 打設	躯体部	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 共同溝工参照
〃	ならしコンクリート部	○○	m <sup>3</sup>			〃
〃	歩床部	○○	m <sup>3</sup>			〃
諸雑費		1	式			
計						
1 m 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 仮設工は、本編2章仮設工により、必要に応じて計上する。  
 3. 土工事は、別途計上する。  
 4. 鉄筋の割増しは、1.03を標準とする。  
 5. 鉄筋の加工・組立ては市場単価とし、単価の採用は物価資料による。  
 6. 施工上、鉄筋のガス圧接が必要な場合は、別途考慮する。  
 7. 換気口、資材搬入口、排水ピット等の特殊部に使用するグレーチング、蓋、配管、はしご、タラップ等は、別途計上する。なお、材工単価は見積りによる。  
 8. 特殊目地材が必要な場合は別途考慮する。

### 9.4.3 プレキャストボックスカルバート工

コンクリート製品の共同溝の設置は、次の単価表による。

a. PC鋼材で縦締めするカルバートを使用する場合。

第9-3号 プレキャスト ボックスカルバート工 10m当たり単価表						〇〇×〇〇 縦締め有り
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
PC鋼材	鋼棒又はより線	〇〇	m			実勢単価
定着金物		〇〇	セット			実勢単価
ボックスカルバート 据付け	縦締め, 〇×〇 〇〇kg/個	10	m			国交省基準 排水構造物工 【ボックスカルバート】参照
諸雑費		一式				
計						
1m当たり						

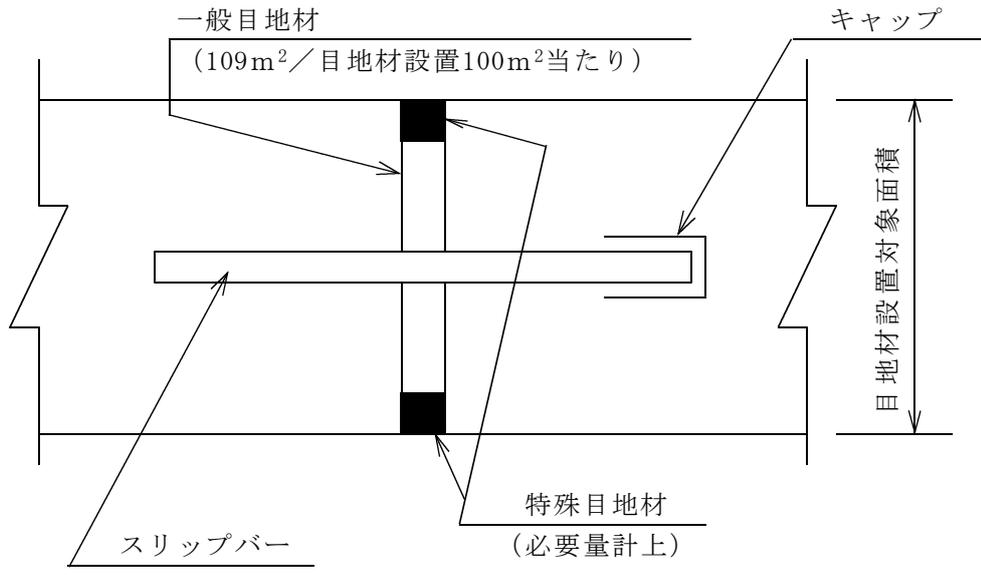
- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 仮設工は、本編2章仮設工により、必要に応じて計上する。  
 3. 土工は、本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工により計上する。

b. PC鋼材で縦締めしないカルバートを使用する場合。

第9-4号 プレキャスト ボックスカルバート工 10m当たり単価表						〇〇×〇〇 縦締め無し
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ボックスカルバート 据付け	縦締め, 〇×〇 〇〇kg/個	10	m			国交省基準 排水構造物工 【ボックスカルバート】参照
諸雑費		一式				
計						
1m当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 仮設工は、本編2章仮設工により、必要に応じて計上する。  
 3. 土工は、本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工により計上する。

# 目地部参考図





## 10章 <sup>のりめん</sup> 法面保護工

### 10. 1 適用範囲

この章は土木工事及びこれに類する工事の法面保護の積算に適用する。

### 10. 2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上、適正な数量及び単価を用いて積算する。
- b. 法面保護工法は、地盤強度、法面勾配、法高等の前提条件を踏まえ、施工性・経済性を考慮して選定する。

### 10. 3 法面保護工の積算

- a. 法面保護工は、構造物の種類別、寸法別に積算する。
- b. 土工は、本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じ、別途積算する。
- c. 法面表層部の締固め整形又は削取り整形が必要な場合は、盛土法面整形工又は切土法面整形工を別途積算する。
- d. 仮設工が、必要な場合は、本編2章仮設工に準じ、別途積算する。
- e. 基礎工、コンクリートは、本編4章基礎工及び5章コンクリート工に準じて積算する。
- f. 法面保護のうち、本編1.3市場単価に示す工種は、市場単価による。なお、市場単価の採用に当たっては、物価資料の記載事項に留意する。

## 10. 4 細目単価表

### 10. 4. 1 プレキャスト<sup>のりわく</sup>法枠工

プレキャストブロック（質量1,400kg/個未満）による法枠を設置する場合は、次の単価表による。

第10-1号 プレキャスト法枠工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
プレキャスト ブロック設置	法枠ブロック ○×○	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 法面工参照
中詰ブロック 設置	○×○	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 法面工参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当 たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

### 10. 4. 2 コンクリートブロック積擁壁工

間知ブロック質量が150kg/個未満のコンクリートブロック積擁壁を設置する場合は、次の単価表による。

第10-3号 コンクリート ブロック積擁壁工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎 砕 石 工	○○砕石 (RC-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 基礎・裏込砕石工【基礎 砕石】参照
現場打基礎 コンクリート打設工	型枠共	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリートブロック積(張)工 【現場打基礎コンクリート】参照
レディミクスト コンクリート	裏込め・胴込め σ c k = ○○N	○○	m <sup>3</sup>			実勢単価
裏 込 砕 石 工	○○砕石	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリートブロック積(張)工 【胴込・裏込材(砕石)】参照
ブロック積工		○○	m <sup>2</sup>			市場単価
現場打 <sup>てんば</sup> 天端 コンクリート打設工	型枠共	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリートブロック積(張)工 【天端コンクリート】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当 たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

2. 土工事は、別途計上する。

3. 胴込・裏込コンクリート打設手間、養生及び目地、水抜きパイプ等は、ブロック積工(市場単価)に含む。
4. 胴込・裏込材は、必要に応じて計上する。
5. 間知ブロック質量が150kg/個以上のブロック積及び間知ブロック、平ブロック、連結ブロックのブロック張りの場合は、別途考慮する。
6. 杭基礎を使用する場合は、別途計上する。

#### 10.4.3 プレキャスト擁壁工

コンクリート製品の擁壁を設置する場合は、次の単価表による。なお、ブロックの長さは2.0m/個を標準とする。

第10-4号 プレキャスト擁壁工 10m又は一式当たり単価表						○型
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
プレキャスト擁壁	○型 H=○○m	10	m			国交省基準 プレキャスト擁壁工 【プレキャスト擁壁設置】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 単価表はブロックの高さごとに作成することを原則とするが、ブロックの高さが著しく異なる場合は一式当たり単価表とし、まとめて計上することができる。  
 4. 杭基礎を使用する場合は、別途計上する。

#### 10.4.4 現場打ちコンクリート擁壁工

現場打ちコンクリート擁壁を設置する場合は、次の単価表による。

第10-5号 現場打ちコンクリート擁壁工 10m <sup>3</sup> 当たり単価表						○○型
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
擁壁工	○○型	10	m <sup>3</sup>			国交省基準 場所打擁壁工 【○○擁壁】参照
鉄筋	D○○	○○	t			設計量×割増し 実勢単価
鉄筋工		○○	t			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 土工事は、別途計上する。
3. 鉄筋及び鉄筋工は、必要に応じて計上し、鉄筋の割増しは1.03を標準とする。
4. 裏込工は必要に応じて、別途考慮する。
5. 杭基礎を使用する場合は、別途計上する。
6. 止水板が必要な場合は、別途計上する。

#### 10.4.5 張りコンクリート工

縦排水溝・小段排水溝周りの張りコンクリート又は防草コンクリートを打設する場合は、次の単価表による。なお、コンクリートの厚さが平均5cm以上10cm以下のものに適用する。

第10-6号 張りコンクリート工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基面整正		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 張りコンクリート工参照 (防草コンクリート 注2)
型枠工		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 張りコンクリート工参照
コンクリート打設工	縦排水溝・小段排水溝又は防草コンクリート	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 張りコンクリート工参照
養生工		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 張りコンクリート工参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。
2. 基面整正は、張りコンクリート(防草コンクリート)施工箇所における掘削・盛土等の土工を行わない場合のみ計上する。
3. 型枠工(組立、解体・撤去)及び目地材設置の有無にかかわらず適用する。
4. 表面仕上は、こて仕上げ、刷毛仕上のいずれの場合も適用する。

## 11章 運動場工

### 11. 1 適用範囲

この章は土木工事及びこれに類する工事の運動場舗装工及び付属施設工の積算に適用する。

### 11. 2 留意事項

- a. 運動場の舗装構成は、利用目的に適合し、安全性、耐久性、経済性を考慮し選定する。
- b. 積算に当たっては、歩掛りの適用範囲、注意事項等を十分理解し、適正な数量及び単価を用いて行う。
- c. クレイ系舗装の下層、中層材は、できる限り再生砕石や発生土を利用する。

### 11. 3 運動場舗装工及び運動場付属施設工の積算

- a. 運動場の舗装は、見積りによる。
- b. 土工は本編 3 章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じ、別途積算する。
- c. 運動場の排水施設、<sup>のりめん</sup>法面保護等の付属施設は、本積算要領によるものとし、積算要領に定めのないバックネット、ライン等の積算は見積りによる。



## 12章 環境緑化工

### 12. 1 適用範囲

この章は土木工事及びこれに類する工事の環境緑化工の積算に適用する。

### 12. 2 留意事項

- a. 積算に当たっては、歩掛りの適用範囲、注意事項等を十分に理解し適正な数量及び単価を用いて行う。
- b. 樹種は、植栽地の気候条件、土壌条件等に適したもので、植栽の目的、周辺建物等との調和等を考慮し選定する。

### 12. 3 環境緑化工の積算

- a. 樹木の植栽（新植又は移植）は、樹種、樹高又は幹周、支柱形式等ごとに積算する。
- b. 植栽地の造成及び客土工は、本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じ、別途積算する。なお、植穴掘り及び埋戻しは、植栽歩掛りに含む。
- c. 樹高60cm未満の低木植栽、樹高60cm以上3m未満の中木植栽及び地被類植付けは、市場単価とし、採用に当たっては物価資料の記載事項に留意して積算する。なお、構内における環境緑化工の市場単価は「公園植栽工」を採用する。
- d. 樹木の植栽（新植）及び張芝等地被類の植付けには、植樹割増しとして材料、労務、機械経費の合計金額の0.5%を計上する。ただし、樹木の移植に係る積算には計上しない。

## 12. 4 細目単価表

### 12. 4. 1 平面張芝工

植栽地の張芝は、次の単価表による。なお、<sup>のりめん</sup>法面保護の張芝には適用しない。

第12-1号 平面張芝工		100m <sup>2</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
張芝工	〇〇芝, 〇〇目土	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 公園植栽工参照
植樹割増費		一式				
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 客土、肥料、土壌改良材は、必要に応じて別途計上する。  
 4. 植樹割増費は、張芝工の合計額に0.5%を乗じた金額を計上する。

### 12. 4. 2 地被類植付工

地被類植付け(ササ, リュウノヒゲ)は、次の単価表による。

第12-2号 地被類植付工		100鉢当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
地被類名	〇〇ササ リュウノヒゲ	100	鉢			実勢単価
地被類植付工		100	鉢			市場単価
植樹割増費		一式				
諸雑費		一式				
計						
1 鉢 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 市場単価の採用は公園植栽工によるものとし、物価資料の記載事項に留意する。  
 4. 植樹割増費は、地被類、地被類植付工の合計額に0.5%を乗じた金額を計上する。

### 12.4.3 中低木植栽工

樹高60cm以上3m未満の中木及び60cm未満の低木の植栽は、次の単価表による。

第12-3 中低木植栽工		100本当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
樹種名	樹種, 樹高○m	100	本			実勢単価
植栽工		100	本			市場単価
支柱設置	支柱形式	○○	本			市場単価
植樹割増費		一式				
諸雑費		一式				
計						
1本当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 市場単価の採用は公園植栽工によるものとし、物価資料の記載事項に留意する。  
 4. 支柱設置は、樹高1.0m以上の樹木を植栽する場合に計上する。なお、特殊な支柱材を使用する場合は見積りによる。  
 5. 肥料、土壌改良材が必要な場合は、別途計上する。  
 6. 植樹割増費は、植栽材料、植栽工、支柱設置工の合計額に0.5%を乗じた金額を計上する。

### 12.4.4 高木植栽工

樹高3m以上の高木の植栽は、次の単価表による。

第12-4号 高木植栽工		100本当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
高木植栽	樹種名○○ ○○支柱	○○	本			国交省基準 公園植栽工参照
植樹割増費		一式				
諸雑費		一式				
計						
1本当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 肥料、土壌改良材が必要な場合は、別途計上する。  
 4. 特殊な支柱材を使用する場合は、別途考慮する。  
 5. 植樹割増費は、高木植栽の合計額に0.5%を乗じた金額を計上する。

#### 12.4.5 中低木移植工

樹高60cm以上3m未満の中木及び60cm未満の低木の移植は、次の単価表による。

第12-5号 中低木移植工		100本当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
樹種名	樹高〇〇m	100	本	—	—	
掘り取り		100	本			国交省基準 公園植栽工参照
運搬工		100	本			〃
植栽工	中木又は低木	100	本			市場単価
支柱設置	支柱形式	〇〇	本			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1本当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 市場単価の採用は公園植栽工によるものとし、物価資料の記載事項に留意する。  
 4. 掘り取り、植栽には、100m程度の小運搬を含むため、運搬工の計上には留意する。  
 5. 支柱設置は、樹高1.0m以上の樹木を植栽する場合に計上する。なお、特殊な支柱材を使用する場合は見積りによる。  
 6. 肥料、土壌改良材が必要な場合は、別途計上する。

#### 12.4.6 高木移植工

樹高3m以上の高木の移植は、次の単価表による。

第12-6号 高木移植工		100本当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
樹種名	樹高〇〇m	100	本	—	—	
掘り取り		100	本			国交省基準 公園植栽工参照
幹巻き	幹周	100	本			〃
運搬工		100	本			〃
高木植栽	樹種名〇〇 〇〇支柱	〇〇	本			〃
諸雑費		一式				
計						
1本当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 掘り取りは、根鉢を付ける場合であり、その他の場合は別途考慮する。  
 4. 掘り取り、植栽には100m程度の小運搬を含むため、運搬工の計上には留意する。  
 5. 幹巻工は、幹周25cm以上の樹木に対し、必要に応じて計上する。  
 6. 肥料、土壌改良材が必要な場合は、別途計上する。  
 7. 特殊な支柱材を使用する場合は、別途考慮する。

#### 12.4.7 緑化ブロック積工

勾配が1:1.0より急な(勾配1割未満の)法面<sup>のりめん</sup>に法面保護と緑化を目的とした緑化ブロックを設置する場合は、次の単価表による。なお、緑化ブロックに使用する樹木は、樹高50cm未満の低木とする。

第12-7号 緑化ブロック積工		10m <sup>2</sup> 又は一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎砕石工	〇〇砕石(RC-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 基礎・裏込砕石工 【基礎砕石】参照
緑化ブロック積工	〇〇型 樹種名〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 コンクリートブロック積(張)工 【緑化ブロック積】参照
植樹割増費		一式				
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事を行う場合は、別途計上する。  
 3. 客土材料は発生土を標準とする。なお、購入土とする場合は、実勢単価とする。  
 4. 植樹割増費は、コンクリートブロック積(張)工の植栽工の合計額に0.5%を乗じた金額を計上する。

## 13章 施設補修工

### 13. 1 適用範囲

この章は土木工事及びこれに類する工事の構造物取りこわし及び施設補修の積算に適用する。

### 13. 2 留意事項

- a. 積算に当たっては、歩掛りの適用範囲、注意事項等を十分に理解し、適正な数量及び単価を用いて行う。
- b. 構造物の取りこわしは、騒音、振動に対する周辺施設及び住民への影響を考慮し適切な工法を選定する。
- c. 施設補修は、施設の性能を一定水準以上に保つために行うもので、利用者の利便性、安全性あるいは快適性等を考慮し、破損の程度に応じた補修を計画的に実施する。
- d. 取りこわしたコンクリート塊、アスファルト塊等は不法な処分が行われないように適切な積算を行う。

### 13. 3 施設補修工の積算

- a. コンクリート構造物の取りこわしは市場単価による。なお、市場単価の採用に当たっては、物価資料の記載事項に留意して積算する。
- b. 施設補修は、施設ごと、補修工法ごとに積算する。

### 13. 4 細目単価表

#### 13. 4. 1 構造物取りこわし工

土木構造物の取りこわし，運搬，処分を行う場合は，次の単価表による。ただし，建物，舗装版取りこわしには適用しない。

第13-1号 構造物取りこわし工		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
構造物取りこわし工	〇〇構造物	〇〇	m <sup>3</sup>			市場単価
ガラ運搬	ダンプトラック 10 t 又は 2 t	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 殻運搬【殻運搬】参照
処分費		〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編 1. 2 単価算出共通事項 j. 諸雑費(2) ロ)による。  
 2. 取りこわし，運搬の数量は，破砕前のコンクリート体積とする。  
 3. 取りこわし，積込み，運搬機械の選定は，次表を標準とする。

取りこわし	積込み	運搬	施工規模（工法選定）
機械施工 バックホウ装着型 大型ブレーカ コンクリート圧砕機	バックホウ 0.8m <sup>3</sup>	ダンプトラック 10 t	
人力施工 コンクリートブレーカ	人力	ダンプトラック 2 t	重機の使用ができない狭い場所，部分的な取りこわしが必要な場合

4. 処分費は，処理施設の受入条件等から，適切な数値，単価を計上する。  
 5. コンクリート塊，アスファルト塊等のガラ運搬単価は，土砂運搬のダンプトラック運搬日数の補正を行うものとする。

表 運搬日数の補正值

コンクリート塊（鉄筋）	1.37
コンクリート塊（無筋） アスファルト塊	1.30

### 13.4.2 舗装版切断工

アスファルト舗装版等の打換えに先立ち、あらかじめ舗装版の切断を行う場合は、次の単価表による。

第13-2号 舗装版切断工		100m当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
舗装版切断工	切断深さ〇〇cm	100	m			国交省基準 舗装版切断工 【舗装版切断】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 切断深さは、原則として舗装厚全厚とする。

### 13.4.3 舗装版打換え工

a. アスファルト舗装版の打換えを行う場合は、次の単価表による。

第13-3号 舗装版打換え工		100m <sup>2</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
舗装版破砕工	舗装厚〇〇cm	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 舗装版破砕工 【舗装版破砕】参照
ガラ運搬	ダンプトラック 10 t	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 殻運搬【殻運搬】参照
処分費		〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
不陸整正	路盤補足材料 〇〇碎石(RC-〇) 平均厚さ〇〇mm	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【不陸整正】(又 は路盤工(ICT)【不陸整 正(ICT)】)参照
舗装工	車道・路肩部 又は歩道部 〇粒度(〇〇) 機械又は人力	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 アスファルト舗装工 【基層(〇〇部)・中間層 (〇)・表層(〇)】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 処分費は、処理施設の受入条件等から経済性等を比較検討し、適切な数値、単価を計上する。  
3. 路盤補足材は、路床又は路盤の不良箇所の入替え及び舗装打換えによって生じる路盤材の不足分として、既設路盤材と同等品を100m<sup>2</sup>当たりロス分を含め3.8m<sup>3</sup>を見込むものとする。

4. 舗装工は使用するアスファルト化合物ごとに計上する。なお、幅員にかかわらず機械施工が困難な場合は、平均幅員1.4m未満を適用する。
5. 路盤層を含めた打換えを行う場合は、別途考慮する。
6. ガラ運搬単価は、本編 1 3 . 4 . 1 構造物取りこわし工の注)5. に準じて補正を行うものとする。

b. インターロッキングブロック舗装の打換えを行う場合は、次の単価表による。

第13-4号		インターロッキングブロック		100m <sup>2</sup> 当たり単価表		
		舗装打換え工				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
撤去	再使用部分	〇〇	m <sup>2</sup>			市場単価
撤去	更新部分	〇〇	m <sup>2</sup>			市場単価
敷材料	空練りモルタル 又は砂	〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
設置	再使用部分	〇〇	m <sup>2</sup>			市場単価
設置	更新部分	〇〇	m <sup>2</sup>			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編 1 . 2 単価算出共通事項 j . 諸雑費(2) ロ)による。
2. ブロック撤去及び設置の数量は、ブロックを再使用する部分と新しいブロックに入れ替える部分の全体の比率をそれぞれ計上する。なお、再使用部分面積の 2% は、撤去設置時の材料ロス分面積とし、更新部分面積に加算する。
  3. 敷き材料は、既設材と同等品とし、必要に応じて計上する。なお、材料の割増しは次を標準とする。

空練りモルタル	1.14
砂又は再生砂	1.29

4. ブロック設置（再使用部分）の単価は、新設のブロック設置の市場単価から材料費（2%のロス分を含む）を除いた設置手間のみの単価とする。
5. ブロック設置（更新部分）は、市場単価とし、採用に当たっては物価資料の記載事項に留意する。なお、加算率を求める施工規模は、再使用部分と更新部分の合計面積とする。
6. 路盤層を含めた打換えを行う場合は、別途考慮する。
7. 撤去したブロック及び土砂の処分に要する費用は、必要に応じて別途計上する。

#### 13.4.4 オーバーレイ工

舗装表面の破損，劣化の進行を抑制するため新しいアスファルト混合物で舗装表面をカバーする場合は，次の単価表による。

第13-5号 オーバーレイ工		100m <sup>2</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
舗装工	車道・路肩部 又は歩道部 ○粒度(○○) 機械又は人力	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 アスファルト舗装工 【表層(車道・路肩部) 又は(歩道部)】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

2. アスファルト混合物は使用する材料ごとに計上する。なお，幅員にかかわらず機械施工が困難な場合は，平均幅員1.4m未満を適用する。



## 14章 特殊施設工

### 14. 1 適用範囲

この章は土木工事及びこれに類する工事の特殊施設（河川護岸，水門，橋梁<sup>きょうりょう</sup>，トンネル，港湾工事等）の積算に適用する。ただし，この章に該当する工事の歩掛り等は極めて低い使用頻度であるので，本積算要領には収録しない。

### 14. 2 留意事項

- a. 特殊施設の計画に当たっては，前提条件，施工条件等について十分な調査を行う。
- b. 特殊施設の構造形式・適用工法は調査結果を踏まえ，施工性・経済性等を考慮して選定する。

### 14. 3 特殊施設工の積算

- a. 特殊施設の積算は，施設ごとに，その都度積算標準を調査して行う。
- b. 他機関の積算基準，要領等の積算標準を採用する場合は，諸経費等を含めて検討する。